

# 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

令和5年10月

宮城県人事委員会





宮人委第170号  
令和5年10月4日

宮城県議会議長 菊地 恵一 殿  
宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県人事委員会  
委員長 西條 力

### 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。



報

告



## 別紙第 1

# 報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、生計費など職員の給与決定の諸条件等に係る調査及び検討を行うとともに、併せて、人事管理及び公務運営の改善について検討を行った。

その概要は、次のとおりである。

### I 職員の給与

人事委員会の勧告の対象となる職員は、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）に規定する一般職の職員であって、同条例に基づき、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、研究職及び医療職の5種8表からなる給料表の適用を受けている者、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第9号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）に規定する給料表の適用を受けている者である。

本委員会は、職員の給与に関する条例に定める給料表の適用を受ける職員について、本年4月1日現在で「令和5年職員給与実態調査」を実施した。

その結果によると、職員の総数は20,968人（一般行政職員5,829人、警察官3,802人、教諭等10,698人、研究員等281人、医師・薬剤師等358人）で、平均給与月額（給料月額、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）の合計をいう。以下同じ。）は385,877円（うち平均給料月額342,337円）となっている。

これら全職員の平均年齢は41.3歳、平均経験年数は19.6年となっており、また、男女別構成は男性61.6%、女性38.4%、学歴別構成は大学卒78.3%、短大卒3.7%、高校卒18.0%、中学卒0.0%であり、平均修学年数は15.2年となっている。

これを適用給料表別にみると、別表第1に示すとおりである。これらのうち、民間給

与との比較を行っている行政職の平均給与月額は358,634円（うち平均給料月額321,631円）となっている。

なお、総務省が実施した「令和4年地方公務員給与実態調査」によると、行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、ラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は、令和4年4月1日時点において100.0となっている。

## Ⅱ 民間給与の状況

### 1 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と県内民間企業従業員給与との精密な比較を行うため、人事院及び他の人事委員会と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の1,008事業所（「宗教」、「外国公務」、「国家公務」、「地方公務」及び「分類不能の産業」を除いた全産業）のうちから、252事業所を層化無作為抽出法によって抽出し、企業規模・事業所規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所を除く213事業所について、「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の22職種9,246人及び教員、研究員等の54職種891人について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に支払われた給与等を詳細に調査した。また、昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給について調査したほか、各企業における給与改定の状況、家族手当の支給状況や再雇用者の給与水準の状況等についても調査を行った。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、85.9%と非常に高いものとなり、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものと見える。

### 2 初任給の状況

別表第2に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では39.2%（昨年27.3%）、高校卒では17.5%（同17.7%）となっている。

また、採用を行った事業所における初任給の改定状況は、増額した事業所の割合が大学卒では63.8%（昨年41.4%）で昨年に比べて22.4ポイント増加し、高校卒では63.8%（同50.4%）で13.4ポイント増加している。一方、据え置いた事業所の割合につい

ては、大学卒では36.2%（同58.6%）で22.4ポイント減少、高校卒では36.2%（同49.6%）で13.4ポイント減少し、減額した事業所は大学卒、高校卒ともになかった（昨年もともになし）。

### 3 給与改定の状況

別表第3に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は58.9%（昨年37.6%）で、昨年に比べ21.3ポイント増加している。ベースダウンを実施した事業所はなかった（昨年もなし）。

また、別表第4に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は、99.5%（昨年85.7%）で、昨年に比べて13.8ポイント増加している。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は29.6%（同27.2%）、減額となっている事業所の割合は1.3%（同4.3%）となっている。

## Ⅲ 職員給与と民間給与との比較

### 1 月例給

前記の「令和5年職員給与実態調査」及び「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務においては常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職に類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

本年4月分の給与について、公民較差を算出したところ、別表第5に示すとおり、民間給与は364,924円、職員給与が361,168円で、職員給与が民間給与を平均3,756円（1.04%）下回っていた。

### 2 特別給

職員の期末手当・勤勉手当に関して、民間の特別給（ボーナス）の昨年8月から本年7月までの1年間の支給状況を調査した。

本年の調査の結果、別表第6に示すとおり、当該期間において民間事業所で支払わ

れた特別給は、平均所定内給与月額4.49月分（昨年4.40月分）に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給を0.09月分下回っていた。

#### IV 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月と比較し、仙台市は3.8%、全国では3.5%上昇している。

また、本委員会が、「家計調査」（総務省）を基礎として、仙台市における本年4月の標準生計費を算定したところ、2人世帯で121,353円、3人世帯で166,112円、4人世帯で210,870円となっている。

「一般職業紹介状況」（厚生労働省）による本県の本年4月の有効求人倍率は、1.41倍（季節調整値）となっており、昨年4月と比べて0.06ポイント上昇している。

#### V 人事院の給与に関する報告等の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して公務員人事管理について報告し、一般職の国家公務員の勤務時間について勧告するとともに、給与について報告・勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

### 基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、  
国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える  
多様で有為な人材の確保の  
ための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた  
組織パフォーマンスの  
向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフ  
スタイル実現とWell-being  
の土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し  
聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

## 1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

### 課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

### 課題への対応

#### 民間と公務の知の融合の推進

##### 実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

##### 官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

##### 公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

#### 採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

#### 今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

##### 優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

##### 人材確保を支える処遇の実現

令和6年  
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

##### 非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

## 2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

### 課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

### 課題への対応

#### 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳台の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

#### 個々の力を組織の力へつなげる取組

##### 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

##### 職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年  
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

## 3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

### 課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

### 課題への対応

#### 多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

##### 柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

##### 仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

##### 職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年  
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

#### 職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

##### 超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

##### 職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

##### ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

# 令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子



## I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

## II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日を設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

## III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

## IV 施行日

令和7年4月1日

# 令和5年 給与勧告の骨子



## 本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

## I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

## II 民間給与との比較に基づく給与改定等

### 1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

#### 月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

#### ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

## 2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

### 月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返り分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

#### ○ 俸給表

##### ① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ  
◇一般職試験(高卒者) 7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度) 5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度) 5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定  
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

##### ② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

### ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20月(支給済み)	1.25月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00月(支給済み)	1.05月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

### その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

## 3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

### 手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

## 4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

### 【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円  
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍  
チーム・組織での円滑な機能  
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、  
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系  
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、  
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

① 新規卒業者、若手・中堅職員の処遇

- ・ 新卒初任給の引上げ
- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

② 民間人材等の処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

① 役割や活躍に応じた処遇

- ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
- ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)

② 円滑な配置等への対応

- ・ 地域手当の大きくり化
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

VI むすび

1 給 与

(1) 改定方針

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、県内の民間事業所においては、初任給の引上げやベースアップ、定期昇給を実施した事業所の割合は昨年に比べて大きく増加しており、業績や人材確保上の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きがみられる。

こうした中、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、月例給について本年4月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合(月数)を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本

年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の初任給調整手当については、人事院勧告に準じ、引上げを行うこととし、獣医師についても、医師に係る改定及び人材確保の観点を考慮し、同様に引上げを行うこととした。

交通用具使用者に係る通勤手当のうち、普通自動車等の区分に係る手当額については、昨今のガソリン価格の上昇等を総合的に勘案し、手当額の引上げが適当と判断した。

## (2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

### イ 給料表

行政職給料表については、本年の人事院勧告で示された俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮して、引上げ改定を行うこととし、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、大学卒程度の初任給について11,300円、高校卒程度の初任給について12,400円、それぞれ引上げを行う。これを踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置きつつ、全ての号俸について引上げを行う。

定年前再任用短時間勤務職員の給料月額についても、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年4月に遡って実施する。

### ロ 特別給

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、年間の支給月数を4.50月とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。今年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げることとし、令和6年度以降

においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当並びに特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

## ハ 初任給調整手当

人事院勧告に準じて、医師の最高支給限度額を本年4月に遡って引き上げるとともに、獣医師についても、医師に係る改定等を考慮し、同様の引上げを行う。

## ニ 交通用具使用者（普通自動車等を使用する職員）に係る通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当のうち、普通自動車等の区分については、現行の使用距離区分に対応する手当額を引き上げ、支給月額を54,000円とし、令和6年4月1日から実施する。

### (3) 給与制度における今後の課題

#### イ 在宅勤務等手当

本年の人事院報告において、在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員について、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、令和6年4月から在宅勤務等手当を新設する旨言及されたところである。

本委員会としては、本県における在宅勤務の実態を踏まえ、他の都道府県の動向をも考慮しながら、引き続き必要な検討を行っていくこととする。

#### ロ 給与制度のアップデート

本年の人事院報告では、現下の公務員人事管理における重要な課題への給与上での対応として、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」及び「働き方やライフスタイルの多様化への対応」という柱により、令和6年に向けて措置を検討する主な取組事項の骨格案が示されている。

本委員会としては、引き続き、国の動向を十分注視するとともに、本県の実情や他の都道府県の状況をも踏まえながら、今後適切に対応していく必要がある。

## 2 人事管理

### (1) 「新・宮城の将来ビジョン」の実現に向けた人事運営

東日本大震災の発生からこれまで、復旧・復興に向けた様々な取組が進められ、ハード面についてはおおむね完了した一方、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト面については、震災の教訓の伝承も含め、復興の完遂に向けて、引き続き一つひとつの課題に応じた丁寧かつ継続的な対応が必要とされている。

加えて、多発化・大規模化する自然災害、経済情勢の急激な変化など不測の事態への迅速な対応等、職員には多様化・複雑化する行政課題に対し、的確に対応していくことも求められている。

こうした状況の中、本県では県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「富県躍進」を目指し、本県の持続可能な未来の実現に向けて様々な政策に取り組んでいるところであり、人口の本格的な減少局面においては、限りある人材で質の高い行政サービスを提供し続けていく必要がある。そのためには、高い意欲と前向きな行動力を持った多様で有為な人材を確保するとともに、職員一人一人の成長・活躍を支援し、その能力を結集することによって、組織全体の総合力を高めることが重要である。また、加速化するデジタル・トランスフォーメーション(DX)の動きに対応していくため、昨年度策定された「宮城県職員DX人材育成プラン」に基づき、職員全体のデジタルリテラシーの底上げ、知識やスキルの習得に引き続き取り組んでいく必要がある。加えて、本県では、40歳前後の職員が他の年齢層と比べて少ない状況にあり、現在の管理監督職員の退職後には、幅広い年齢層の職員が県組織のマネジメントを担わなければならない状況が想定されるため、早い段階からマネジメント力の向上に取り組む必要がある。

そのため、引き続き、「みやぎ人財育成基本方針※」に基づき、「創造性豊かで自律的に行動する職員」という目指すべき職員像の実現に向けて、計画的、効果的な各種職員研修の更なる充実を図るとともに、職員の資質・能力の向上のため、職員が主体的かつ継続的な学び・学び直しを行っていくことができる環境の整備など、人材育成に注力していく必要がある。あわせて、今年度から定年が段階的に引き上げられることから、職員の年齢構成や経験年数にも留意し、昇任管理等も含め長期的な視点での人事運営について検討を重ねていくことが必要である。

※ 本県では、県組織が常に県民に最適な行政サービスを提供できる組織であるために最も大切な財産である職員を「人財」と位置付け、その育成に係る方針を定めている。

## (2) 多様で有為な人材の確保と女性職員等の活躍の推進

本県を取り巻く社会環境や行政ニーズが絶えず変化していく中で、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力と変化する社会に的確に対応できる能力を有する多様で有為な人材を確保し、能率的で活力ある組織であり続ける必要がある。

職員の採用に当たっては、職員採用試験（大学卒業程度）等の第1次試験を東京と大阪においても実施し、受験者の利便性の向上に努めており、県外会場における最終合格者は全体の1割から2割程度で推移するなど一定の成果が得られている。加えて、受験上限年齢や試験区分等の応募要件についても適宜見直しを行っているほか、民間企業等職務経験者を対象とした採用試験については、昨年度から、これまでの「土木」職に加え、「建築」や「農業土木」など合計7職種で実施し、多様な経験を有する人材の確保に取り組んでいる。また、今年度は定例試験の最終合格発表時期を早めるなど、採用者確保の観点からの取組も進めているところである。

しかし、受験対象年齢人口の減少や、民間企業等における高い採用意欲、採用活動の早期化等を背景に、応募者の減少傾向が続いており、人材の確保が以前にも増して厳しい状況にある。本委員会としては、オンラインによる業務説明会や相談会の実施をはじめ、PR動画の配信やSNS等を活用した広報活動のほか、実際に職場を見学する機会を設けるなど様々な手段により応募者の確保に努めているところである。また、任命権者においても、業務への理解をより深めてもらうことを目的に有給でのインターンシップを実施するなど取組の充実が図られており、これらの取組の連携強化により相乗効果を高め、一層の応募者確保に努めていく必要がある。加えて、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している状況において、個々の職員の事情を尊重した働き方に応じて、意欲とやりがいを持って活躍できる職場環境づくりに取り組み、働く場としての公務職場の魅力を高めることも、人材確保の観点からは重要となっている。

こうした状況を踏まえ、本委員会としては、各任命権者とも連携し、今後、より幅広い応募者の確保に向けた試験内容やスケジュールの見直し、特に技術系職種に

については、人材確保が困難な状況を踏まえた採用の在り方についても研究を行うとともに、多様で有為な人材から働く場として選ばれるよう、地域社会のグランドデザインを描きその実現に向けて取り組むという公務の魅力や職員の働き方の具体的なイメージを積極的に情報発信していく。

加えて、社会を取り巻く環境の変化に伴い、多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、多様な経験や高度な専門性を有する人材の誘致に加え、民間の力を最大限に活用することが有効である。そのため、県民や企業、大学、NPO、市町村等の多様な主体と連携・協働し、そのネットワークを活用していくことにより、課題解決に向けた取組を行っていくことが求められる。また、こうした主体との関わりを通じて、新たな知見を公務に取り入れていくことも重要である。特に、行政のデジタル化を着実に推進していくには、創意工夫しながらデジタル技術を効果的に活用できる人材の確保、育成が必要である。

このため、多様な経験や高度な専門性を有する人材の採用や人材育成、給与等の在り方、公務の公正性を確保した上での民間企業等との人材交流などの仕組みについて、検討していく必要がある。

任命権者においては、本格的な人口減少局面において、限りある人材で質の高い行政サービスを提供していくため、DXの推進による業務プロセスの最適化や生産性の向上を図るほか、業務量に応じた適切かつ柔軟な人事配置や必要な人員の確保に努めるとともに、研修などを通じた人材育成による職員の専門性の向上や能力の伸長を図る必要がある。また、個々の職員の事情に応じて活躍できる柔軟な働き方の実現に向けた取組を推進していくことも求められる。

女性の活躍推進については、任命権者において、特定事業主行動計画を定め、女性職員の登用や管理監督職員への研修を実施するなど、取組を進めているところである。今後も女性職員に対する仕事と家庭生活の両立支援の充実を図りながら、性別や家庭の事情などに係る無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに、多様な職務機会を均等に提供し、管理職への登用も想定したキャリア形成を支援していく必要がある。また、併せて男性職員も育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に努めるなど、男女問わず働きやすい環境の整備を推進する必要がある。

障害者雇用については、各任命権者とも法定雇用率を上回る障害者を雇用し、障

害者の雇用促進に努めている。しかし、来年度から法定雇用率が引き上げられることから、任命権者においては、引き続き本委員会と連携し、意欲と能力を持った障害者の雇用確保に努めるとともに、障害のある職員にとって働きやすい職域や業務を検討するなど、その能力や適性を最大限発揮できるよう取組を進めていく必要がある。

今年度から定年が65歳まで段階的に引き上げられることになったが、高齢期職員の多様な知識や経験を広く公務に活用するにあたり、モチベーションの維持のための取組や職務に有用な専門性を高めるために必要な学び直しの機会を設けることが必要である。加えて、健康面や人生設計などの個々の職員の事情に応じた多様な働き方を選択できる環境の整備も重要である。また、段階的な定年の引上げ期間中は従来の再任用制度が暫定的に存置されるほか、新たに定年前再任用短時間勤務制度が導入されたことから、引き続き本県の職務や任用の実態に即して、適切に運用していく必要がある。

### (3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は、職員一人一人の能力と意欲を十分に引き出し、活力ある公務組織の実現や効率的で質の高い行政運営を推進していく上で極めて重要な意義を持つものである。国では、令和3年に評語区分の細分化など人事評価制度の見直しが行われ、人事評価結果をより適切に任用や給与に反映するための措置がなされた。本県においても、職員の能力・実績が適正に評価され、その結果が人事配置や昇任管理、給与へ適切に反映されることは、個々の職員の士気を高めるとともに、多様な人材の活躍を促すことにつながり、組織活力の向上を図る上で欠かせないものである。任命権者においては、国の取組も参考にしつつ、能力・実績に基づく人事管理を適切に実践していく必要がある。

加えて、評価者である管理職員と被評価者である職員がコミュニケーションを図りながら業績の評価を行う人事評価のプロセスは、職員の主体的な能力開発につながられるほか、管理職員のマネジメント能力の向上にもつながるなど人材育成の有効な手段と考えられる。任命権者においては、管理職員の評価・育成能力の向上に向けて適切なサポートを行っていくことが求められる。

### 3 公務運営の改善

#### (1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

職員の長時間に及ぶ時間外勤務については、健康面や公務能率の観点から、その縮減を求めてきたところである。特に、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症や相次ぐ自然災害、特定家畜伝染病等、全庁的な対応が必要となる業務の増加に伴い、時間外勤務が増加傾向となる中、縮減に向けた実効的な対策の必要性を指摘してきた。

令和4年度における職員全体の時間外勤務の状況は、職員一人当たり月平均18.8時間で、前年度に比べて0.6時間の減少となったものの、月80時間を超える時間外勤務を行った職員の割合は増加した。また、平成31年4月から導入した時間外勤務の上限規制における年間の上限時間でみると他律的業務の比重が高い所属（年間上限720時間）では1.7%、その他の所属（年間上限360時間）では7.9%の職員が上限を超えて時間外勤務を行っている状況にある。

長時間勤務が常態化すれば、職員の健康、さらには公務の能率にも大きな影響を及ぼす可能性が懸念されることから、各任命権者においては、より一層の時間外勤務縮減のための対策が必要である。

教職員の勤務時間については、県教育委員会の調査によると、令和4年度の県立学校における正規の勤務時間を除く在校時間が月80時間を超えたことのある教職員の割合は、コロナ禍前の水準と比較すると減少してはいるものの、前年度と比べて増加しており、依然として一定数の教職員が長時間勤務を行っている状況にある。その背景としては、学校における課題の複雑化・多様化が考えられるところであり、業務負担の増加が引き続き懸念される。

県立学校では全ての学校においてICカード方式の出退勤管理システムが導入され、出勤から退勤までの時間や正規の勤務時間外における在校理由等の把握が可能となったところである。在校理由としては、「教材研究、教科指導等準備」や「部活動、課外活動指導」等が挙げられており、今後、任命権者において、これらの在校理由について分析等を実施し、勤務時間の適正化や学校現場における働き方改革の推進に取り組んでいく必要がある。

職員の健康管理は、組織運営や業務遂行の上でも重要であり、職員が計画的に休暇を取得し、適度に休養を取ることは、健康保持に欠かせないものである。

年次有給休暇の平均取得日数については、年々増加する傾向にあるものの、依然として取得日数が年5日以下の職員が一定数いる状況にある。民間労働法制においては、労働者に対して年5日の年次有給休暇を取得させることを使用者に義務付けており、こうした状況も踏まえ、任命権者においては休暇を取得しやすい環境整備を行っていく必要がある。

メンタルヘルスについて、精神疾患を起因とする病気休暇取得職員数は年々増加しており、各任命権者が設ける相談窓口におけるメンタルヘルス関係の相談件数も全体として増加傾向にある。

また、自然災害や新型コロナウイルス感染症への対応のための業務増加等もあり、職員の疲労や精神的なストレスの蓄積が懸念される場所である。

各任命権者においては、メンタルヘルス不調者の発生を未然に防止するため、ストレスチェックの活用などによる早期発見・支援につながる取組の強化が必要である。また、管理監督者には、日頃から職員の健康状態や職場の環境改善に配慮するとともに、健康不安を抱えた職員への適切な対応・支援といったメンタルヘルスケアの実践が求められる。

なお、人事院は本年8月7日に行った人事院勧告・報告における「公務員人事管理に関する報告」において、業務上の都合により7月から9月の期間内に夏季休暇が使用できない職員への配慮として、夏季休暇の使用可能期間を前後それぞれ1月拡大する人事院規則の改正や、職員の健康を維持するための睡眠時間を含む生活時間の確保を目的とする勤務間インターバル確保に努めることを各省各庁の長に求める規定の整備を行う旨言及したところである。

夏季休暇の使用期間については、本県でも令和3年度及び4年度に新型コロナウイルス感染症などの業務対応により7月から9月の期間に使用できない職員のため、特例的に10月まで延長したところであり、両年度において当該延長した期間内に一定程度の職員が休暇を使用している状況にある。このような使用状況や国の動向等を勘案し、本県においても国と同様に夏季休暇の使用期間を6月から10月とすることが適当であると考えられることから、対象となる職員の範囲等を検討した上で、必要な措置を講じることとする。

また、勤務間インターバルの確保については、今般国家公務員においても各省各庁の長の努力義務として導入する旨言及されているところである。本県においては、

国の動向等を注視しつつ、導入の必要性や導入に当たっての課題について、検討する必要がある。

## (2) 働き方改革の推進

本県では、業務の生産性向上により県庁組織を活性化させるとともに、職員が健康で充実した時間を過ごし、全ての人材が活躍できる職場環境づくりを目指し、「職員の意識改革」、「業務の生産性向上」、「柔軟な働き方の確保」を柱に、働き方改革に取り組んでいる。

生産性向上の取組としては、デジタル技術を最大限活用する業務のデジタルシフトを進めており、ペーパーレス会議の推進や議事録支援システムの活用、有志職員による自発的な業務改善の取組などが行われ、業務の効率化が進められている。

本県の情報化政策の基本的方針である「みやぎ情報化推進ポリシー」においても「デジタル化による働き方改革の推進」が重点目標とされており、こうした新たな技術を活用した取組をより一層推進していく必要がある。

また、柔軟な働き方の推進については、本年4月から本県においても知事部局においてフレックスタイム制が導入され、開始から3か月で延べ97名の職員が活用しているところである。このほか、リモートデスクトップを活用した在宅勤務やモバイルワーク、時差勤務といった制度により、働き方の多様化が進められている。

こうした中、本年の人事院勧告において、これまで育児や介護を行う職員のみ認められてきたフレックスタイム制を活用した週休3日制を、令和7年4月1日からそれ以外の職員にも拡大するため、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）の改正に係る勧告が行われたところである。

職員の働き方改革を進めていくためには、より柔軟な勤務時間の設定が求められるところではあるが、本県においては先に述べたとおり、フレックスタイム制を導入して間もないことから、制度導入による効果検証や課題の整理を行った上で、引き続き検討する必要がある。

## (3) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化、人口減少が急速に進行する中、性別や年齢、障害等の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限に発揮して活躍できる社会の実現が重要な課題とな

っている。

本県においても、職員一人一人がその職責を全うしながら、自己のキャリア形成と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの推進が求められており、国や他都道府県、民間の動向、育児休業や休暇等の両立支援制度の利用状況や職員ニーズなども踏まえ、必要な制度の整備を積極的に行ってきたところである。令和4年度においては、学校等行事参加休暇の新設のほか、出産補助休暇及び育児参加休暇の取得対象者の拡大を行ったところである。

職員のワーク・ライフ・バランスの実現のためには、こうした両立支援に係る制度の整備が不可欠であり、今後もニーズを適切に捉えながら、制度の充実に向けた取組を進めていく必要がある。

仕事と育児や介護等の両立支援については、制度の整備とともに、職場全体でその制度趣旨を十分に理解し、支援を必要とする職員が必要に応じて適宜利用できる環境を整えることが重要であり、各任命権者においては、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き職員に対して、育児休業や休暇等の両立支援制度の周知に努め、制度利用を必要とする全ての職員が安心して利用できる職場環境の整備に継続して取り組んでいく必要がある。

#### (4) 服務規律の徹底とハラスメント対策の強化

職員は、公務に携わる者としての自覚や使命感、常に高い倫理観を保持し、自らの行動を律しながら、日々の職務に当たることが求められる。

令和4年度においては、県全体で13人の職員が懲戒処分を受けており、学校徴収金の私的流用、個人情報の漏えい、セクシュアル・ハラスメント等、社会的影響の大きい事案が発生している。

こうした懲戒処分が続く状況は、公務員に求められる遵法意識の欠如を疑われ、ひいては職員や県政全体に対する信頼が失われることになりかねないことから、各任命権者においては、職員それぞれが公務に携わる者として、高い倫理観を持ち、職務遂行に当たるよう、組織全体としての服務規律や法令遵守の徹底を図り、危機感を持って不祥事の発生防止対策に取り組む必要がある。

各種ハラスメントの対策については、これまでも各任命権者においてハラスメントの防止に関する意識啓発や、相談体制の整備を行っているところであるが、近年、

本委員会にはハラスメント関連の苦情相談が継続的に寄せられている。ハラスメント行為は、職員個人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、職場全体の公務能率の低下や勤務環境の悪化を招くものであり、徹底した防止対策が必要である。加えて、法令等ではハラスメントの防止対策が使用者に義務付けられるなど、ハラスメント対策の徹底に対する社会的要請はこれまで以上に高くなってきている。

各任命権者においては、研修等の機会を通じて、職員に対してハラスメントが様々な場面で発生し得ること、職員一人一人がハラスメントの当事者になりかねないことを十分に自覚させるとともに、職員誰もが働きやすい職場環境をつくるため、ハラスメント対策を強化し、より実効性のある取組を行っていく必要がある。

#### 4 人事院における動き

本年の人事院報告では、「社会経済情勢や国際情勢が激変する中で、行政には、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く重要な役割を担うことが求められている。これを実現するためには、行政の経営管理力、更には国家を運営する力を高め、行政を担う公務組織の各層において有為な人材を誘致し、育成することが不可欠となる。」とし、そのためには「職員一人一人が高い意欲とやりがいを持って躍動でき、Well-beingが実現される環境を整備することにある。」という基本的な考え方を示し、さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論をしていくこととしている。

本委員会では、これらについて人事院の取組を注視するとともに、本県の実情や他の都道府県の状況をも踏まえながら、今後適切に対応していくこととする。

#### 5 実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、職員は憲法で保障された労働基本権が制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本格的な人口の減少局面において、地域経済・社会の持続性の確保、多発化・大規模化する自然災害への対応など、多様化・複雑化するあらゆる行政課題に対し、職員は不断の努力を重ねている。引き続き職員には、県民の県政に対する期待と信頼に応

え、強い使命感と高い士気を持って職務に精励することが強く求められている。

このような状況の中、民間準拠により給与を決定する仕組みを通じて職員に対し適正な給与を支給することは、公務員給与に対する県民の信頼を確保するものであり、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 県職員の給与等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経年 数	職員 1人当 たり 給与 月額	左の うち 給料 月額
	人	歳	年	円	円
行政職	5,829	41.0	20.2	358,634	321,631
公安職	3,802	37.4	16.5	363,566	328,391
教育職（高校等）	4,229	45.0	22.5	427,620	373,761
教育職（中・小）	6,469	41.5	19.1	396,206	348,875
研究職	281	43.8	21.2	387,712	346,341
医療職（医師等）	20	40.7	17.1	828,474	437,015
医療職（薬剤師等）	233	41.9	19.3	369,042	333,922
医療職（保健師等）	105	39.1	16.4	336,931	318,311
全職種（A）	20,968	41.3	19.6	385,877	342,337
令和4年4月（B）	21,199	41.6	19.9	386,345	342,725
増減（A）－（B）	△ 231 [△ 1.1]	△ 0.3	△ 0.3	△ 468 [△ 0.1]	△ 388 [△ 0.1]

- (注) 1 「職員1人当たり給与月額」欄は、令和5年4月分の給与月額の単純平均であり、給料の調整額、教職調整額、義務教育等教員特別手当、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、初任給調整手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当（年間支給額を12で除して得た額）を含む。
- 2 「増減（A）-（B）」欄の〔 〕内は、令和4年4月と対比した増減率である。
- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項等の規定により採用された職員（暫定再任用職員）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2により採用された職員（特定業務等従事任期付職員）は含まない。

別表第2 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の採用あり			新規学卒者の採用なし	
			初任給の改定状況				
			増額	据置き	減額		
大学卒	計		39.2 [27.3]	(63.8) [41.4]	(36.2) [58.6]	(0.0) [0.0]	60.8 [72.7]
	500人以上		41.4	(70.5)	(29.5)	(0.0)	58.6
	100人以上500人未満		41.4	(53.0)	(47.0)	(0.0)	58.6
	100人未満		25.3	(49.0)	(51.0)	(0.0)	74.7
高校卒	計		17.5 [17.7]	(63.8) [50.4]	(36.2) [49.6]	(0.0) [0.0]	82.5 [82.3]
	500人以上		18.2	(68.6)	(31.4)	(0.0)	81.8
	100人以上500人未満		17.4	(59.5)	(40.5)	(0.0)	82.6
	100人未満		14.4	(46.5)	(53.5)	(0.0)	85.6

(注) 1 ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

2 [ ]内は、昨年の調査の結果である。

別表第3 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
		係員	58.9 [37.6]	4.1 [13.5]	0.0 [0.0]
課長級		44.0 [24.3]	9.1 [14.4]	0.0 [0.6]	46.9 [60.7]

(注) 1 ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 [ ]内は、昨年の調査の結果である。

別表第4 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	項目	定期昇給制度あり					定期昇給中止	定期昇給制度なし
		定期昇給実施			変化なし			
		増額	減額	変化なし				
係員	99.9 [89.0]	99.5 [85.7]	29.6 [27.2]	1.3 [4.3]	68.6 [54.3]	0.5 [3.3]	0.1 [11.0]	
課長級	99.8 [73.8]	98.1 [70.4]	26.2 [20.8]	1.2 [5.4]	70.7 [44.2]	1.7 [3.3]	0.2 [26.2]	

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 [ ]内は、昨年の調査の結果である。

別表第5 民間と県職員との給与の比較

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
364,924円	361,168円	3,756円 (1.04%)

(注) 民間、県職員ともに、今年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第6 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A1)
上半期 (A2)		355,357円
特別給の支給額	下半期 (B1)	749,835円
	上半期 (B2)	837,303円
特別給の支給割合	下半期 $\left[ \frac{B1}{A1} \right]$	2.13月分
	上半期 $\left[ \frac{B2}{A2} \right]$	2.36月分
年 間 の 支 給 割 合		4.49月分

[備考] 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.40月である。

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

勸

告



## 別紙第 2

# 勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和32年宮城県条例第29号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年宮城県条例第10号）を改正することを勧告する。

### 1 職員の給与に関する条例の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### イ 期末手当及び勤勉手当

##### (イ) 令和 5 年12月期の支給割合

##### a b 以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5月分）とすること。

##### b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6月分）とすること。

##### (ロ) 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

##### a b 以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6875月分）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.4875月分）とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.225月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5875月分)とすること。

ロ 初任給調整手当

(イ) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を415,600円とすること。

(ロ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を51,100円とすること。

(ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,400円とすること。

ハ 通勤手当

交通用具使用者のうち、普通自動車等を使用する職員に対する支給月額の限度を54,000円とすること。

## 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

ロ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

## 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

イ 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

ロ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

#### 4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和5年12月1日から、1の(2)のイの(ロ)及びハ、2の(2)のロ並びに3の(2)のロについては令和6年4月1日から実施すること。

## 別記第 1

## 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	163,200	209,400	242,600	273,400	297,400	325,300	368,000	413,100	463,000	526,700
	2	164,300	211,100	244,100	275,000	299,500	327,500	370,600	415,500	466,200	529,600
	3	165,500	212,800	245,500	276,500	301,500	329,700	373,000	418,000	469,200	532,700
	4	166,600	214,400	246,900	278,200	303,400	331,700	375,400	420,400	472,200	535,900
	5	167,700	215,900	248,100	279,700	305,200	333,800	377,300	422,400	475,200	539,000
	6	168,900	217,700	249,700	281,400	307,100	335,800	379,900	424,500	478,300	541,300
	7	170,000	219,400	251,200	283,200	308,700	337,700	382,200	426,600	481,300	543,800
	8	171,000	221,100	252,600	285,000	310,700	339,600	384,700	428,800	484,400	546,200
	9	172,000	222,600	253,700	286,800	311,900	341,500	387,100	430,700	487,100	548,700
	10	173,400	224,100	255,100	288,700	314,100	343,500	389,700	432,800	490,200	550,500
	11	174,700	225,600	256,600	290,500	316,300	345,500	392,300	434,900	493,300	552,300
	12	176,000	227,100	257,900	292,300	318,400	347,600	395,000	436,900	496,400	554,200
	13	177,300	228,300	259,400	294,100	320,400	349,400	397,300	438,600	499,100	555,900
	14	178,800	229,800	260,500	295,700	322,400	351,500	399,600	440,400	501,400	557,300
	15	180,300	231,200	261,600	297,100	324,300	353,300	401,800	442,300	503,700	558,600
	16	181,900	232,600	262,900	298,800	326,200	355,200	404,100	444,200	506,000	559,700
	17	183,000	234,000	264,100	300,000	328,100	356,900	405,900	446,000	508,100	561,000
	18	184,400	235,600	265,400	302,000	330,100	358,900	407,900	447,800	509,500	562,000
	19	185,800	237,100	266,700	304,000	332,000	360,700	409,800	449,700	511,000	563,000
	20	187,200	238,500	268,000	305,900	333,900	362,600	411,600	451,400	512,400	563,900
	21	188,500	239,800	269,400	307,600	335,600	364,500	413,400	453,200	513,600	564,800
	22	190,900	241,300	270,900	309,500	337,700	366,500	415,200	454,700	515,000	
	23	193,100	242,800	272,500	311,400	339,700	368,400	417,000	456,100	516,500	
	24	195,300	244,200	274,000	313,200	341,600	370,300	418,800	457,600	518,000	
	25	197,500	245,300	275,700	314,900	343,000	372,200	420,400	459,000	519,100	
	26	199,200	246,800	277,400	316,900	344,900	374,100	422,000	460,300	520,300	
	27	200,700	248,100	279,000	318,900	346,800	376,000	423,500	461,600	521,500	
	28	202,300	249,300	280,600	320,800	348,700	377,900	425,000	462,800	522,700	
	29	203,800	250,400	282,100	322,600	350,300	379,500	426,500	463,900	523,700	
	30	205,200	251,400	283,700	324,600	352,300	381,300	427,800	464,600	524,600	
	31	206,600	252,300	285,000	326,600	354,100	383,100	429,100	465,400	525,500	
	32	208,000	253,200	286,700	328,600	355,900	384,700	430,300	466,100	526,400	
	33	209,400	254,100	287,800	329,800	357,700	386,400	431,500	466,800	527,200	
	34	210,700	255,000	289,400	331,800	359,500	387,800	432,800	467,600	528,100	
	35	212,000	255,800	290,800	333,700	361,200	389,200	434,100	468,300	528,800	
	36	213,400	256,600	292,500	335,700	362,900	390,600	435,400	468,900	529,300	
	37	214,700	257,300	293,900	337,700	364,400	392,000	436,600	469,400	530,000	
	38	215,900	258,500	295,500	339,600	365,700	393,300	437,400	470,000	530,600	
	39	217,100	259,700	297,100	341,500	367,000	394,500	438,200	470,600	531,400	
	40	218,200	260,800	298,700	343,400	368,400	395,500	439,000	471,200	532,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	219,300	262,000	300,200	345,200	369,500	396,600	439,600	471,700	532,500
	42	220,400	263,200	301,800	347,100	370,400	397,800	440,300	472,200	
	43	221,400	264,300	303,300	348,900	371,400	398,900	441,000	472,600	
	44	222,400	265,400	304,800	350,800	372,500	400,000	441,700	472,900	
	45	223,300	266,500	306,400	352,300	373,300	400,700	442,500	473,200	
	46	224,200	267,600	308,100	353,700	374,200	401,400	443,300		
	47	225,100	268,700	309,700	355,100	375,100	402,100	443,700		
	48	226,000	269,800	311,200	356,600	375,900	402,800	444,400		
	49	226,800	270,800	312,100	358,100	376,700	403,400	444,900		
	50	227,800	271,300	313,600	358,900	377,500	404,000	445,300		
	51	228,700	272,400	315,100	359,900	378,400	404,500	445,700		
	52	229,600	273,500	316,700	360,900	379,100	404,900	446,100		
	53	230,500	274,400	318,300	361,800	379,800	405,300	446,500		
	54	231,400	275,400	319,900	362,900	380,500	405,600	446,900		
	55	232,300	276,400	321,400	363,900	381,200	405,900	447,300		
	56	233,100	277,300	323,000	364,900	381,900	406,200	447,600		
	57	233,400	278,200	324,400	365,800	382,400	406,600	447,900		
	58	234,200	279,100	325,600	366,500	383,000	406,900	448,300		
	59	234,900	280,100	326,700	367,200	383,600	407,200	448,600		
	60	235,500	280,900	327,800	367,800	384,300	407,500	448,900		
	61	236,100	281,900	328,500	368,200	384,700	407,800	449,300		
	62	236,800	282,900	329,400	368,800	385,400	408,100			
	63	237,400	283,800	330,200	369,500	386,000	408,400			
	64	237,900	284,700	331,000	370,200	386,600	408,700			
	65	238,400	285,200	331,800	370,500	387,000	409,000			
	66	238,900	286,000	332,200	371,200	387,600	409,300			
	67	239,400	286,700	332,800	371,900	388,200	409,600			
	68	240,000	287,600	333,500	372,500	388,800	409,900			
	69	240,500	288,600	334,300	372,800	389,200	410,100			
	70	241,000	289,400	335,000	373,400	389,700	410,400			
	71	241,600	290,200	335,800	374,100	390,200	410,700			
	72	242,000	291,000	336,400	374,700	390,800	410,900			
	73	242,500	291,700	336,900	375,000	391,100	411,100			
	74	243,000	292,200	337,500	375,600	391,500	411,400			
75	243,500	292,600	338,000	376,300	391,900	411,700				
76	244,000	293,000	338,600	376,900	392,400	411,900				
77	244,500	293,100	338,900	377,300	392,700	412,100				
78	245,000	293,500	339,400	377,900	393,000	412,400				
79	245,500	293,700	339,800	378,500	393,300	412,700				
80	246,200	294,000	340,200	379,000	393,500	412,900				
81	246,600	294,200	340,600	379,500	393,700	413,100				
82	246,700	294,400	341,100	380,100	394,000	413,400				
83	247,200	294,700	341,600	380,600	394,300	413,700				
84	247,700	294,900	342,100	380,900	394,500	413,900				

85	248,100	295,200	342,400	381,300	394,700	414,100					
86	248,500	295,500	342,800	381,800	395,000						
87	248,900	295,800	343,300	382,200	395,300						
88	249,300	296,100	343,700	382,600	395,500						
89	249,700	296,400	344,000	383,000	395,700						
90	250,200	296,800	344,400	383,500	396,000						
91	250,500	297,100	344,900	383,900	396,300						
92	250,800	297,500	345,300	384,300	396,500						
93	251,200	297,600	345,500	384,600	396,700						
94		297,800	345,900	385,100							
95		298,200	346,400	385,500							
96		298,600	346,800	385,900							
97		298,800	346,900	386,200							
98		299,100	347,400	386,700							
99		299,500	347,800	387,100							
100		299,900	348,100	387,500							
101		300,100	348,400	387,800							
102		300,400	348,800								
103		300,800	349,200								
104		301,100	349,700								
105		301,300	350,200								
106		301,600	350,600								
107		302,000	351,000								
108		302,300	351,400								
109		302,500	351,900								
110		302,900	352,300								
111		303,300	352,600								
112		303,600	352,900								
113		303,700	353,400								
114		304,000									
115		304,300									
116		304,700									
117		304,900									
118		305,100									
119		305,400									
120		305,700									
121		306,100									
122		306,300									
123		306,600									
124		307,000									
125		307,300									
定年前再任用短時間勤務員	190,000	217,700	258,000	277,500	292,800	318,400	360,500	394,000	445,500	526,500	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 俸	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	189,400	205,500	229,500	267,100	304,600	328,700	354,200	387,200	427,900
	2	191,200	207,200	231,500	268,600	306,400	330,800	356,400	389,400	429,700
	3	193,200	209,000	233,300	270,000	308,100	332,800	358,600	391,300	431,600
	4	194,900	210,800	235,100	271,400	309,900	334,800	360,600	393,200	433,500
	5	196,200	212,800	237,100	272,900	311,400	336,800	362,500	395,000	434,900
	6	198,100	214,900	238,600	274,300	313,200	338,400	364,500	397,000	436,600
	7	200,000	217,200	240,100	275,500	315,100	339,900	366,500	398,800	438,200
	8	201,900	219,400	241,700	276,700	317,000	341,400	368,300	400,600	439,700
	9	203,500	221,300	243,600	277,700	318,700	342,900	370,000	402,300	441,100
	10	205,200	223,400	245,300	278,900	320,700	345,100	372,000	404,200	442,800
	11	206,900	225,500	247,000	280,100	322,700	347,300	374,000	406,200	444,400
	12	208,600	227,300	248,500	281,200	324,700	349,400	376,100	408,300	445,800
	13	210,300	229,200	250,200	282,300	326,600	351,200	377,900	409,900	446,700
	14	212,300	231,000	252,200	283,600	328,200	353,200	379,900	412,000	448,300
	15	214,500	232,700	253,900	284,600	329,700	355,100	381,900	414,000	450,200
	16	216,500	234,300	255,700	285,600	331,200	357,000	383,900	416,100	452,000
	17	218,600	236,200	257,000	286,300	332,800	358,900	385,500	417,800	453,500
	18	220,400	237,600	258,500	287,700	335,000	360,900	387,500	419,400	455,300
	19	222,300	239,000	260,100	289,100	337,100	362,800	389,400	421,000	457,100
	20	224,200	240,400	261,500	290,300	339,200	364,800	391,400	422,700	458,800
	21	226,100	242,000	262,900	291,400	340,900	366,600	393,100	424,100	460,400
	22	227,900	243,500	263,700	292,500	342,700	368,500	395,300	425,700	462,100
	23	229,500	245,200	264,500	293,600	344,500	370,300	397,300	427,100	463,800
	24	231,100	246,800	265,400	294,700	346,400	372,200	399,300	428,500	465,600
	25	233,000	248,400	266,300	295,600	348,300	373,900	400,800	429,700	467,100
	26	234,400	250,000	267,400	297,100	350,300	375,900	402,800	431,100	468,500
	27	235,700	251,600	268,500	298,700	352,300	377,900	404,800	432,600	470,000
	28	237,100	253,100	269,400	300,200	354,000	380,000	406,900	434,100	471,300
	29	238,800	254,100	270,200	301,900	355,800	381,800	408,500	435,500	472,500
	30	240,500	255,600	271,200	303,600	357,900	383,900	410,300	437,200	473,200
	31	242,100	257,100	272,300	305,300	359,700	385,900	411,900	438,800	473,900
	32	243,700	258,500	273,200	307,000	361,600	387,900	413,600	440,400	474,600
	33	245,200	259,800	273,700	308,300	363,000	389,700	415,200	441,800	475,100
	34	246,900	260,800	275,000	309,900	365,100	391,800	416,700	443,500	475,900
	35	248,500	261,700	276,000	311,600	367,000	393,900	418,200	445,200	476,600
	36	250,100	262,600	276,900	313,200	369,000	395,800	419,600	446,800	477,200
	37	251,100	263,600	277,600	314,800	370,900	397,500	420,900	448,200	477,600
	38	252,600	264,800	278,500	316,200	373,000	398,900	422,400	448,900	478,200
	39	254,100	265,900	279,300	317,700	374,900	400,200	423,900	449,700	478,700
	40	255,500	266,700	280,100	319,400	376,900	401,500	425,300	450,400	479,200
	41	256,700	267,600	280,900	320,400	378,900	402,600	426,800	450,800	479,700
	42	257,600	268,600	281,900	322,000	381,000	403,700	428,100	451,400	480,100
	43	258,500	269,600	282,800	323,600	383,000	404,700	429,300	452,100	480,500
	44	259,400	270,400	283,600	325,100	385,000	405,700	430,500	452,700	480,900
	45	260,200	271,000	284,400	326,600	386,700	406,900	431,500	453,500	481,200
	46	261,200	272,100	285,600	328,300	388,400	408,100	432,200	454,200	
	47	262,100	273,100	286,800	330,000	390,000	409,200	433,000	454,700	
	48	262,700	274,200	288,100	331,700	391,600	410,300	433,800	455,200	

	49	263,300	274,900	289,600	333,100	392,900	411,500	434,300	455,700
	50	264,200	275,800	291,200	334,500	393,900	412,300	434,700	456,000
	51	265,100	276,700	292,500	335,900	394,900	413,100	435,200	456,300
	52	266,000	277,500	293,800	337,500	395,900	413,700	435,500	456,700
	53	266,500	278,300	295,200	339,000	397,000	414,200	435,800	457,100
	54	267,700	279,000	296,700	340,600	398,100	414,900	436,200	457,300
	55	268,500	279,800	298,100	342,200	399,200	415,600	436,500	457,600
	56	269,600	280,600	299,500	343,800	400,300	416,200	436,800	457,800
	57	270,300	281,300	300,800	344,700	401,600	416,900	437,100	458,200
	58	271,200	282,600	302,200	346,400	402,400	417,300	437,400	458,400
	59	271,800	283,800	303,800	348,000	403,200	417,900	437,700	458,600
	60	272,500	285,100	305,300	349,600	403,800	418,500	438,000	458,800
	61	273,300	286,400	306,600	351,300	404,300	418,900	438,300	459,200
	62	273,800	287,900	308,000	353,000	405,000	419,500	438,600	
	63	274,400	289,100	309,500	354,600	405,700	420,000	438,900	
	64	275,000	290,500	310,800	356,300	406,500	420,500	439,200	
	65	275,700	291,800	312,100	357,800	406,800	421,100	439,500	
	66	276,700	292,900	313,700	359,400	407,500	421,700	439,800	
	67	277,800	294,000	315,100	360,900	408,200	422,100	440,100	
	68	278,500	295,100	316,500	362,400	408,700	422,600	440,400	
	69	279,400	296,600	317,800	363,600	409,100	423,000	440,600	
	70	280,600	297,700	319,200	365,100	409,600	423,300	440,900	
	71	281,700	299,100	320,500	366,400	410,200	423,600	441,200	
	72	282,900	300,300	321,900	367,800	410,700	423,900	441,400	
	73	283,800	301,400	322,700	368,900	411,200	424,200	441,600	
	74	284,800	302,500	324,200	370,100	411,600	424,500	441,900	
	75	285,900	303,700	325,700	371,300	412,100	424,800	442,200	
	76	287,100	304,800	327,400	372,500	412,600	425,100	442,500	
	77	288,000	305,700	329,200	373,800	413,100	425,300	442,700	
	78	289,100	307,100	330,900	375,000	413,600	425,600	443,000	
	79	290,100	308,300	332,500	376,200	414,200	425,900	443,300	
	80	290,700	309,600	334,100	377,300	414,700	426,000	443,600	
	81	291,600	310,800	335,700	378,500	415,100	426,200	443,800	
	82	292,600	312,200	337,400	379,700	415,700	426,500	444,100	
	83	293,500	313,300	339,000	380,800	416,200	426,800	444,400	
	84	294,300	314,600	340,600	382,000	416,400	427,000	444,700	
	85	295,400	315,500	342,000	383,100	416,700	427,200	444,900	
	86	296,500	316,800	343,500	383,700	417,200	427,500		
	87	297,400	318,100	345,000	384,200	417,500	427,800		
	88	298,400	319,600	346,400	384,700	417,800	428,000		
	89	299,400	321,100	347,700	385,300	418,100	428,200		
	90	300,500	322,700	348,900	385,900	418,500	428,500		
	91	301,600	324,100	350,200	386,500	418,900	428,800		
	92	302,700	325,600	351,500	387,100	419,300	429,000		
	93	303,200	326,800	352,800	387,400	419,600	429,200		
	94	304,300	328,100	354,300	387,900	420,000			
	95	305,400	329,400	355,800	388,500	420,400			
	96	306,700	330,700	357,200	389,000	420,800			
	97	307,900	331,900	358,500	389,400	421,100			
	98	309,100	333,200	359,700	389,800	421,500			
	99	310,300	334,400	360,800	390,400	421,900			
	100	311,500	335,700	362,000	390,900	422,300			

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

101	312,600	337,100	363,100	391,300	422,600					
102	313,600	338,000	364,300	391,800						
103	314,600	339,000	365,400	392,500						
104	315,600	340,100	366,500	393,000						
105	316,400	341,200	367,700	393,300						
106	317,000	342,300	368,200	393,700						
107	317,600	343,300	368,800	394,200						
108	318,200	344,300	369,400	394,500						
109	318,700	345,500	370,000	394,800						
110	319,200	346,500	370,500	395,300						
111	319,600	347,500	371,000	395,800						
112	320,100	348,400	371,500	396,300						
113	320,900	349,300	371,900	396,600						
114	321,700	350,300	372,300	397,100						
115	322,400	351,300	372,900	397,600						
116	323,000	352,300	373,400	398,100						
117	323,600	353,300	373,800	398,400						
118	324,400	353,700	374,300	398,900						
119	325,100	354,300	374,900	399,400						
120	325,900	354,900	375,400	399,900						
121	326,500	355,200	375,500	400,300						
122	326,800	355,600	376,100	400,800						
123	327,300	356,100	376,600	401,200						
124	327,800	356,500	377,000	401,700						
125	328,100	356,900	377,500	402,100						
126		357,300	378,100	402,600						
127		357,800	378,600	403,000						
128		358,200	379,100	403,500						
129		358,600	379,400	403,900						
130		359,000	379,900							
131		359,400	380,400							
132		359,800	380,900							
133		360,000	381,200							
134		360,500	381,700							
135		360,900	382,100							
136		361,200	382,500							
137		361,500	382,800							
138		361,900	383,300							
139		362,400	383,800							
140		362,900	384,300							
141		363,200	384,600							
142		363,800								
143		364,300								
144		364,800								
145		365,100								
定年前再任用短時間勤務員	244,200	256,000	260,100	291,600	308,400	322,600	346,300	381,800	413,700	

備考 この表は、警察官に適用する。

# 教 育 職 給 料 表

## イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	178,400	221,200	276,800	339,900	421,600
	2	179,900	222,900	279,100	341,900	423,400
	3	181,500	224,400	281,400	343,900	425,200
	4	183,000	225,900	283,500	346,000	426,800
	5	184,700	227,600	285,700	347,900	428,300
	6	186,600	228,900	287,900	349,600	429,800
	7	188,400	230,200	290,200	351,200	431,600
	8	190,300	231,500	292,300	352,700	433,400
	9	192,000	233,200	294,400	354,200	435,200
	10	194,100	234,900	296,700	356,200	437,000
	11	196,100	236,600	299,000	358,200	438,900
	12	198,100	238,200	301,000	360,100	440,700
	13	200,200	239,700	303,400	362,100	442,400
	14	202,300	241,700	305,200	364,000	444,300
	15	204,400	243,600	307,000	365,800	446,100
	16	206,500	245,500	308,700	367,400	448,000
	17	208,600	247,200	310,300	369,000	449,800
	18	210,800	249,700	312,500	370,800	451,600
	19	213,000	252,100	314,600	372,600	453,400
	20	215,000	254,500	316,900	374,400	455,200
	21	217,200	256,900	319,000	376,000	456,800
	22	218,800	259,400	321,200	377,900	458,500
	23	220,300	261,700	323,400	379,700	460,400
	24	221,800	263,900	325,700	381,400	462,100
	25	223,300	266,100	327,900	382,700	463,900
	26	224,500	268,300	330,100	384,500	465,500
	27	225,700	270,700	332,200	386,300	467,100
	28	227,000	272,800	334,200	388,200	468,600
	29	228,300	275,100	336,200	390,000	470,100
	30	229,900	277,500	337,700	391,800	471,400
	31	231,500	279,700	338,800	393,800	472,700
	32	232,900	281,800	341,100	395,700	474,000
	33	234,300	283,900	342,200	397,300	475,200
	34	236,000	286,100	344,200	399,000	475,900
	35	237,900	288,200	346,300	400,600	476,600
	36	239,300	290,200	348,200	402,300	477,300
	37	240,700	292,300	350,100	403,500	478,000
	38	242,200	294,000	352,000	404,900	
	39	243,700	295,800	353,900	406,300	
	40	245,300	297,500	355,800	407,800	
	41	246,700	298,900	357,700	409,400	
	42	248,000	300,800	359,600	410,800	
	43	249,200	302,700	361,500	412,100	
	44	250,300	304,700	363,500	413,500	

	45	251,400	306,700	365,400	414,900
	46	252,700	308,900	367,200	416,200
	47	253,800	311,100	369,100	417,700
	48	254,800	313,300	371,000	419,200
	49	256,000	315,400	372,600	420,900
	50	257,300	317,700	374,400	422,300
	51	258,500	319,900	376,300	423,900
	52	259,700	322,100	378,300	425,400
	53	260,900	324,200	380,200	427,100
	54	262,100	325,700	382,000	428,600
	55	263,400	327,200	383,700	430,200
	56	264,400	328,700	385,300	431,800
	57	265,500	330,500	386,800	433,300
	58	266,200	332,500	388,400	434,900
	59	267,200	334,500	390,000	436,100
	60	268,200	336,400	391,600	437,300
	61	269,100	338,200	392,900	438,500
	62	269,900	340,200	394,300	439,800
	63	270,700	342,200	395,700	441,100
	64	271,500	344,100	397,000	442,300
	65	272,700	345,800	398,200	443,500
	66	274,000	347,900	399,400	444,700
	67	275,300	349,900	400,700	445,900
	68	276,600	351,900	402,000	447,100
	69	277,800	353,700	403,300	448,300
	70	279,000	355,600	404,600	449,600
	71	280,200	357,500	406,000	450,800
	72	281,400	359,400	407,300	452,000
	73	282,400	361,000	408,500	453,100
定年	74	283,400	362,900	409,900	453,700
前再	75	284,400	364,700	411,300	454,200
任用	76	285,000	366,700	412,600	454,700
短時	77	286,200	368,500	413,800	455,200
間勤	78	287,100	370,200	415,000	455,800
務職	79	288,000	371,800	416,300	456,300
員以	80	289,000	373,400	417,700	456,800
外の	81	289,800	374,800	419,000	457,300
職員	82	290,900	376,300	420,200	457,900
	83	291,900	377,700	421,300	458,400
	84	292,900	379,100	422,500	458,900
	85	293,900	380,200	423,700	459,400
	86	294,900	381,600	424,900	
	87	295,900	383,000	426,100	
	88	296,900	384,300	427,100	
	89	298,000	385,500	428,200	
	90	299,100	386,800	429,200	
	91	300,200	387,900	430,200	
	92	301,300	389,100	431,200	

93	301,800	390,300	432,100
94	302,800	391,400	432,900
95	303,900	392,700	433,700
96	305,100	393,900	434,500
97	306,100	395,300	435,400
98	307,200	396,300	435,800
99	308,300	397,300	436,200
100	309,200	398,300	436,600
101	310,000	399,200	437,000
102	311,100	400,200	437,300
103	312,100	401,300	437,600
104	313,100	402,400	437,800
105	313,700	403,100	438,100
106	314,600	404,000	438,400
107	315,400	404,900	438,700
108	316,200	405,800	438,900
109	317,000	406,700	439,100
110	317,400	407,600	
111	317,800	408,400	
112	318,300	409,200	
113	318,800	409,800	
114	319,200	410,500	
115	319,700	411,200	
116	320,100	411,900	
117	320,500	412,500	
118	321,100	413,000	
119	321,500	413,400	
120	322,000	413,800	
121	322,500	414,100	
122	322,900	414,400	
123	323,400	414,700	
124	323,900	414,900	
125	324,500	415,100	
126	324,800	415,400	
127	325,100	415,700	
128	325,400	415,900	
129	325,600	416,100	
130	325,900	416,400	
131	326,200	416,700	
132	326,500	416,900	
133	326,700	417,100	
134	326,900	417,400	
135	327,100	417,700	
136	327,400	417,900	
137	327,700	418,100	
138	327,900	418,400	
139	328,200	418,700	
140	328,500	418,900	

	141	328,700	419,100			
	142	328,900	419,400			
	143	329,200	419,700			
	144	329,400	419,900			
	145	329,700	420,100			
	146	329,900	420,400			
	147	330,200	420,700			
	148	330,500	420,900			
	149	330,700	421,100			
	150	330,900				
	151	331,200				
	152	331,500				
	153	331,700				
定年前再任用短時間勤務職員		236,700	277,200	306,100	334,500	419,400

- 備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,400	194,700	276,800	305,300	411,300
	2	179,900	196,800	279,100	307,900	412,800
	3	181,500	199,000	281,400	310,600	414,300
	4	183,000	201,200	283,500	313,100	415,700
	5	184,700	203,300	285,700	315,400	417,000
	6	186,600	205,400	287,900	317,500	418,400
	7	188,400	207,500	290,200	319,700	419,800
	8	190,300	209,600	292,300	321,800	421,300
	9	192,000	211,700	294,400	323,800	422,700
	10	194,100	214,200	296,700	326,000	424,100
	11	196,100	216,600	299,000	328,300	425,500
	12	198,100	218,800	301,000	330,600	426,800
	13	200,200	221,200	303,400	332,900	428,100
	14	202,300	222,900	305,200	334,700	429,500
	15	204,400	224,400	307,000	336,500	430,900
	16	206,500	225,900	308,700	338,200	432,300
	17	208,600	227,600	310,300	339,900	433,500
	18	210,800	228,900	312,500	341,900	434,900
	19	213,000	230,200	314,600	343,900	436,100
	20	215,000	231,500	316,900	346,000	437,400
	21	217,200	233,200	319,000	347,900	438,500
	22	218,800	234,900	321,200	349,600	439,700
	23	220,300	236,600	323,400	351,200	441,000
	24	221,800	238,200	325,700	352,700	442,300
	25	223,300	239,700	327,900	354,200	443,600
	26	224,400	241,700	330,100	356,000	444,800
	27	225,500	243,600	332,200	357,700	445,800
	28	226,800	245,500	334,200	359,400	446,900
	29	228,200	247,200	336,200	361,000	448,100
	30	229,800	249,700	337,700	362,700	448,900
	31	231,300	252,100	338,800	364,300	449,800
	32	232,800	254,500	341,100	365,800	450,700
	33	234,200	256,900	342,200	367,200	451,600
	34	235,700	259,400	344,200	368,600	452,100
	35	237,600	261,700	346,300	370,100	452,600
	36	238,800	263,900	348,200	371,800	453,100
	37	240,100	266,100	350,000	373,500	453,600
	38	241,500	268,300	351,700	375,000	454,100
	39	242,900	270,700	353,400	376,300	454,600
	40	244,400	272,800	355,000	377,700	455,100
	41	245,700	275,100	356,500	378,800	455,600
	42	247,000	277,500	358,200	380,300	
	43	248,200	279,700	359,800	381,700	
	44	249,500	281,800	361,400	383,200	

	45	250,800	283,900	363,100	384,600
	46	252,100	286,100	364,800	386,200
	47	253,300	288,200	366,200	387,700
	48	254,300	290,200	367,600	389,200
	49	255,600	292,300	368,800	390,500
	50	256,900	294,000	370,300	392,000
	51	258,100	295,800	371,900	393,500
	52	259,100	297,500	373,400	394,800
	53	260,300	298,900	374,800	396,000
	54	261,700	300,800	376,300	397,300
	55	262,700	302,700	377,800	398,400
	56	263,700	304,700	379,300	399,500
	57	264,700	306,700	380,700	400,700
	58	265,700	308,900	382,100	401,900
	59	266,700	311,100	383,400	403,100
	60	267,700	313,300	384,700	404,300
	61	268,600	315,400	385,600	405,400
	62	269,300	317,700	386,800	406,400
	63	270,000	319,900	387,900	407,800
	64	270,700	322,100	389,000	409,000
	65	271,300	324,200	389,800	410,200
	66	272,600	325,700	390,900	411,300
	67	273,600	327,200	391,900	412,400
	68	274,800	328,700	393,000	413,500
	69	276,100	330,500	394,100	414,500
	70	277,500	332,500	395,100	415,700
	71	278,700	334,500	396,200	416,900
	72	280,000	336,400	397,300	418,100
	73	280,400	338,200	398,300	418,700
	74	281,500	340,200	399,400	419,500
	75	282,600	342,200	400,500	420,200
	76	283,800	344,100	401,500	420,800
	77	284,700	345,800	402,400	421,100
	78	285,500	347,600	403,300	421,500
	79	286,600	349,300	404,300	421,900
	80	287,400	351,000	405,300	422,300
	81	288,200	352,900	406,100	422,600
	82	289,100	354,500	407,000	423,000
	83	289,900	355,900	407,700	423,400
	84	290,700	357,500	408,500	423,700
	85	291,600	358,700	409,200	424,000
	86	292,400	360,300	410,000	424,400
	87	293,100	361,800	410,700	424,800
	88	293,900	363,300	411,400	425,100
	89	294,800	364,600	412,000	425,400
	90	295,700	366,000	412,700	425,700
	91	296,600	367,300	413,200	426,000
	92	297,300	368,700	413,900	426,200

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

93	297,600	370,100	414,300	426,400
94	298,300	371,400	414,700	426,700
95	299,000	372,600	415,000	427,000
96	299,700	373,700	415,300	427,200
97	300,400	374,700	415,500	427,400
98	301,200	375,700	415,800	427,700
99	302,000	376,700	416,100	428,000
100	302,700	377,600	416,300	428,200
101	303,500	378,500	416,500	428,400
102	303,900	379,500	416,800	
103	304,300	380,400	417,100	
104	304,700	381,300	417,300	
105	304,900	382,100	417,500	
106	305,200	383,000	417,800	
107	305,500	383,900	418,100	
108	305,700	384,800	418,300	
109	305,900	385,600	418,500	
110	306,100	386,600	418,800	
111	306,400	387,500	419,100	
112	306,700	388,400	419,300	
113	307,000	389,000	419,500	
114	307,200	389,900	419,800	
115	307,400	390,800	420,100	
116	307,700	391,700	420,300	
117	308,000	392,600	420,600	
118	308,100	393,300		
119	308,400	394,100		
120	308,700	394,900		
121	308,800	395,500		
122	309,000	396,300		
123	309,300	397,000		
124	309,600	397,700		
125	309,800	398,300		
126		399,000		
127		399,500		
128		400,100		
129		400,800		
130		401,400		
131		401,900		
132		402,400		
133		402,700		
134		403,000		
135		403,300		
136		403,600		
137		403,900		
138		404,200		
139		404,500		
140		404,800		

	141		405,100			
	142		405,400			
	143		405,700			
	144		406,000			
	145		406,300			
	146		406,600			
	147		406,900			
	148		407,100			
	149		407,300			
	150		407,600			
	151		407,900			
	152		408,100			
	153		408,300			
	154		408,600			
	155		408,900			
	156		409,100			
	157		409,300			
	158		409,600			
	159		409,900			
	160		410,100			
	161		410,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		227,700	273,900	301,100	327,700	409,400

備考（一） この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 研 究 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	163,600	211,500	293,600	341,200	394,200
	2	164,700	214,700	296,000	343,300	397,000
	3	165,900	217,400	298,300	345,200	399,600
	4	167,000	219,900	300,700	347,000	402,300
	5	168,100	222,400	302,800	348,700	404,400
	6	169,500	224,100	304,700	350,200	407,100
	7	170,800	225,800	306,500	351,600	409,900
	8	172,100	227,700	308,200	352,800	412,600
	9	173,100	229,700	309,900	354,300	415,100
	10	174,800	231,900	312,200	356,200	417,700
	11	176,400	234,300	314,400	358,200	420,400
	12	178,100	236,200	316,800	359,900	423,100
	13	179,500	238,300	318,700	361,700	425,700
	14	181,400	240,700	321,000	363,600	428,400
	15	183,400	243,200	323,400	365,200	431,200
	16	185,400	245,500	325,700	366,700	433,900
	17	187,100	247,700	327,900	368,200	436,500
	18	189,200	250,200	330,100	370,100	439,000
	19	191,400	252,800	332,000	371,800	441,500
	20	193,400	255,300	333,900	373,700	443,900
	21	195,300	257,700	335,900	375,200	446,300
	22	197,400	260,100	337,400	377,100	448,900
	23	199,400	262,300	338,300	378,800	451,600
	24	201,300	264,500	340,400	380,600	453,900
	25	203,100	266,800	341,600	382,000	456,100
	26	205,300	269,100	343,300	383,700	458,400
	27	207,400	271,300	345,100	385,600	460,900
	28	209,600	273,400	346,700	387,500	463,300
	29	211,700	275,800	348,400	389,200	465,900
	30	212,700	277,900	350,000	391,000	468,400
	31	214,000	279,800	351,400	392,900	470,900
	32	215,400	281,600	352,700	394,800	473,300
	33	217,100	283,300	353,900	396,300	475,600
	34	218,800	285,300	355,300	398,100	478,100
	35	220,600	287,300	356,600	399,700	480,500
	36	222,200	289,200	357,900	401,400	483,000
	37	223,700	290,900	359,100	402,600	485,400
	38	225,600	292,000	360,300	404,000	487,900
	39	227,500	293,100	361,500	405,400	490,300
	40	229,300	294,200	362,700	406,800	492,900
	41	231,000	295,200	363,400	408,200	495,200
	42	232,600	295,900	364,500	409,500	497,400
	43	234,300	296,400	365,800	411,000	499,600
	44	235,800	296,900	366,900	412,500	501,800

	45	237,300	297,400	368,000	413,700	503,400
	46	238,800	298,300	369,200	414,900	504,900
	47	240,300	299,300	370,400	416,500	506,600
	48	241,700	300,200	371,500	418,000	508,100
	49	243,200	301,200	372,500	419,300	509,800
	50	244,900	302,200	373,800	420,800	511,200
	51	246,500	303,100	375,100	422,200	512,600
	52	247,900	304,200	376,300	423,600	514,100
	53	249,100	304,900	377,000	425,000	515,200
	54	250,700	305,800	378,000	426,400	516,400
	55	252,300	306,800	379,000	427,800	517,600
	56	253,700	307,600	379,800	429,200	518,800
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	254,900	308,000	380,500	430,300	519,700
	58	256,100	308,700	381,200	431,600	520,800
	59	257,000	309,600	381,900	433,000	521,800
	60	257,900	310,300	382,600	434,300	522,800
	61	258,800	311,000	383,200	435,200	523,900
	62	259,700	312,000	383,900	436,100	524,800
	63	260,500	312,900	384,700	437,100	525,500
	64	261,300	313,800	385,500	438,000	526,200
	65	262,100	314,600	386,100	438,900	527,000
	66	262,900	315,500	386,900	439,700	527,800
	67	263,600	316,400	387,600	440,300	528,600
	68	264,200	317,300	388,300	441,100	529,400
	69	264,800	318,200	388,900	441,500	530,100
	70	265,800	319,200	389,600	442,100	530,900
	71	267,000	320,200	390,300	442,600	531,700
	72	268,000	321,200	391,000	443,100	532,500
	73	269,200	321,700	391,700	443,600	533,200
	74	270,400	322,800	392,400		
75	271,400	323,900	393,000			
76	272,400	324,900	393,700			
77	273,200	326,000	394,400			
78	274,300	327,000	395,000			
79	275,500	327,900	395,600			
80	276,600	328,800	396,200			
81	277,500	329,700	396,800			
82	278,500	330,500	397,400			
83	279,600	331,200	398,000			
84	280,500	331,900	398,600			
85	281,400	332,400	399,100			
86	282,300	332,900	399,600			
87	283,200	333,400	400,100			
88	283,900	333,800	400,800			
89	284,700	334,100	401,200			
90	285,800	334,600	401,700			
91	286,800	335,100	402,200			
92	287,900	335,600	402,900			

	93	288,800	335,900	403,300		
	94	289,700	336,300	403,800		
	95	290,700	336,700	404,300		
	96	291,600	337,100	405,000		
	97	291,900	337,600	405,400		
	98	292,800	338,100			
	99	293,600	338,600			
	100	294,500	339,100			
	101	295,400	339,600			
	102	295,900	340,100			
	103	296,600	340,600			
	104	297,300	341,100			
	105	297,800	341,500			
	106	298,300	341,900			
	107	298,800	342,400			
	108	299,200	342,800			
	109	299,400	343,300			
	110	299,800	343,700			
	111	300,100	344,200			
	112	300,300	344,600			
	113	300,600	345,100			
	114	300,900	345,500			
	115	301,200	346,000			
	116	301,500	346,400			
	117	301,800	346,900			
	118	302,100	347,300			
	119	302,300	347,700			
	120	302,600	348,100			
	121	302,900	348,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		220,000	261,500	286,500	329,300	388,300

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

# 医 療 職 給 料 表

## イ 医療職給料表 (一)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	266,500	349,000	409,700	477,900
	2	269,100	352,000	412,400	480,300
	3	271,500	354,800	414,900	482,500
	4	273,900	357,700	417,600	484,800
	5	276,000	360,200	419,900	487,000
	6	279,500	363,300	422,000	489,100
	7	283,000	366,300	423,300	491,300
	8	286,500	369,100	426,100	493,400
	9	290,100	371,200	427,500	495,300
	10	293,600	373,700	430,200	497,400
	11	297,200	376,400	432,700	499,500
	12	300,800	379,000	435,100	501,600
	13	304,300	381,700	437,400	503,700
	14	308,200	385,100	440,000	505,500
	15	312,100	388,100	441,900	507,700
	16	315,800	391,400	444,000	509,800
	17	319,400	394,500	446,000	511,800
	18	322,900	397,100	448,200	513,800
	19	326,400	399,600	450,400	515,800
	20	330,000	402,100	452,600	517,600
	21	333,600	404,600	454,000	519,400
	22	337,400	406,700	456,400	521,300
	23	340,700	407,900	458,700	523,100
	24	344,100	410,300	460,900	524,900
	25	347,400	411,600	462,900	526,500
	26	349,900	413,800	465,300	528,300
	27	352,400	415,900	467,500	530,100
	28	354,700	417,900	469,800	531,900
	29	356,800	420,100	471,900	533,500
	30	358,500	422,200	474,100	535,400
	31	360,200	423,800	476,400	537,200
	32	362,000	425,500	478,500	539,000
	33	364,000	427,400	480,400	540,600
	34	366,200	428,900	482,500	542,400
	35	368,300	430,700	484,600	544,100
	36	370,300	432,500	486,600	545,800
	37	372,200	434,400	488,700	547,400
	38	374,400	436,400	490,400	549,100
	39	376,500	438,300	492,200	550,500
	40	378,500	440,200	494,100	552,100

	41	380,600	442,000	495,700	553,600
	42	381,300	443,700	497,500	555,000
	43	381,600	445,400	499,300	556,400
	44	383,100	447,200	500,900	557,700
定年前再 任用 短時間勤 務職員以 外の 職員	45	383,500	449,000	502,300	558,900
	46	384,800	450,900	504,000	559,900
	47	386,100	452,600	505,800	560,900
	48	387,400	454,300	507,600	561,900
	49	388,200	455,900	509,100	562,900
	50	389,000	457,600	510,400	563,900
	51	389,800	459,300	511,700	564,800
	52	390,300	461,000	513,000	565,700
	53	391,100	462,900	514,000	566,500
	54	391,900	464,100	515,300	567,400
	55	392,600	465,400	516,600	568,300
	56	393,300	466,600	517,900	569,200
	57	394,100	467,600	518,900	570,100
	58	395,000	468,600	519,700	571,000
	59	395,700	469,500	520,600	571,900
	60	396,300	470,300	521,400	572,600
	61	396,800	471,100	522,300	573,500
	62	397,300	471,800	523,100	574,400
	63	397,700	472,500	524,000	575,300
	64	398,100	473,100	524,800	576,200
	65	398,400	473,800	525,700	577,100
	66		474,500	526,600	
	67		475,100	527,300	
	68		475,700	528,200	
	69		476,000	529,100	
	70		476,600	529,900	
	71		477,300	530,800	
	72		478,100	531,700	
73		478,500	532,500		
74		479,100	533,400		
75		479,800	534,300		
76		480,500	535,100		
77		480,900	535,900		
78		481,500	536,800		
79		482,100	537,700		
80		482,600	538,600		
81		483,200	539,400		
82		483,700	540,300		
83		484,200	541,200		
84		484,700	542,100		
85		485,100	542,900		
86		485,700	543,800		
87		486,100	544,700		
88		486,600	545,600		

	89		487,100	546,400	
	90		487,700		
	91		488,300		
	92		488,700		
	93		489,200		
	94		489,800		
	95		490,400		
	96		490,900		
	97		491,400		
定年前再任用短時間勤務員		299,300	342,000	397,000	470,600

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	168,300	204,200	237,700	260,600	289,400	325,300	368,000
	2	169,800	205,800	239,000	261,700	291,200	327,500	370,600
	3	171,200	207,300	240,300	262,900	293,200	329,700	373,000
	4	172,600	208,700	241,500	264,000	295,100	331,700	375,400
	5	173,900	210,300	242,700	265,200	296,900	333,800	377,300
	6	175,700	211,400	244,000	266,400	298,900	335,800	379,900
	7	177,400	212,600	245,100	267,400	300,700	337,700	382,200
	8	179,000	213,800	246,200	268,500	302,600	339,600	384,700
	9	180,600	215,300	247,200	269,600	304,400	341,500	387,100
	10	182,300	216,800	248,200	270,300	306,100	343,500	389,700
	11	184,000	218,300	249,500	271,000	307,300	345,500	392,300
	12	186,000	219,800	250,600	271,800	309,500	347,600	395,000
	13	187,300	221,300	251,900	272,800	310,900	349,400	397,300
	14	189,100	222,700	253,100	273,900	312,800	351,500	399,600
	15	191,100	224,200	254,300	274,900	314,800	353,300	401,800
	16	192,900	225,700	255,500	276,000	316,600	355,200	404,100
	17	194,800	227,000	256,300	277,200	318,500	356,900	405,900
	18	196,000	228,300	257,500	278,700	320,400	358,900	407,900
	19	197,500	229,800	258,600	280,300	322,300	360,700	409,800
	20	198,900	231,100	259,700	281,900	324,100	362,600	411,600
	21	200,200	232,200	261,000	283,400	325,900	364,500	413,400
	22	201,700	233,300	261,800	285,000	327,800	366,500	415,200
	23	203,100	234,400	262,600	286,600	329,600	368,400	417,000
	24	204,400	235,500	263,400	288,200	331,500	370,300	418,800
	25	206,000	236,600	264,300	289,900	333,200	372,200	420,400
	26	207,000	237,800	265,300	291,400	335,100	374,100	422,000
	27	208,100	239,000	266,300	292,900	337,100	376,000	423,500
	28	209,200	240,100	267,300	294,700	338,900	377,900	425,000
	29	210,400	241,200	268,500	295,800	340,200	379,500	426,500
	30	211,500	242,500	270,000	297,300	342,000	381,300	427,800
	31	212,600	243,900	271,500	298,800	343,700	383,100	429,100
	32	213,800	245,000	272,900	300,300	345,500	384,700	430,300
	33	215,200	246,100	274,100	301,800	347,200	386,400	431,500
	34	216,500	247,400	275,700	303,400	349,000	387,800	432,800
	35	217,800	248,100	277,200	305,100	350,900	389,200	434,100
	36	219,000	249,400	278,700	306,700	352,700	390,600	435,400
	37	220,000	250,900	279,700	308,000	354,300	392,000	436,600
	38	221,000	251,800	281,200	309,600	356,000	393,300	437,400
	39	222,000	252,800	282,700	311,100	357,600	394,500	438,200
	40	223,000	253,800	284,000	312,600	359,200	395,500	439,000
	41	223,900	254,700	284,900	314,200	360,400	396,600	439,600
	42	224,700	255,400	286,500	315,800	361,500	397,800	440,300
	43	225,500	256,300	287,900	317,400	362,700	398,900	441,000
	44	226,400	257,100	289,300	318,900	363,900	400,000	441,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	227,300	258,000	290,600	319,800	365,000	400,700	442,500
	46	228,200	259,200	292,200	321,200	365,800	401,400	443,300
	47	229,100	260,400	293,700	322,800	366,800	402,100	443,700
	48	230,000	261,500	295,100	324,400	367,900	402,800	444,400
	49	230,700	262,800	296,300	325,800	368,900	403,400	444,900
	50	231,700	264,100	297,800	327,100	369,900	404,000	445,300
	51	232,600	265,200	299,100	328,300	370,900	404,500	445,700
	52	233,400	266,300	300,600	329,500	371,800	404,900	446,100
	53	233,700	267,000	301,900	330,500	372,600	405,300	446,500
	54	234,500	268,300	303,300	331,500	373,400	405,600	446,900
	55	235,100	269,400	304,700	332,500	374,300	405,900	447,300
	56	235,800	270,700	306,000	333,400	375,100	406,200	447,600
	57	236,400	271,200	307,000	333,900	375,600	406,600	447,900
	58	237,000	272,200	308,300	334,800	376,400	406,900	448,300
	59	237,500	273,300	309,500	335,700	377,200	407,200	448,600
	60	238,000	274,400	310,900	336,600	378,100	407,500	448,900
	61	238,600	275,200	312,200	337,300	378,500	407,800	449,300
	62	239,100	276,200	313,400	337,600	379,200	408,100	
	63	239,600	277,100	314,600	338,100	379,900	408,400	
	64	240,200	278,000	315,800	338,700	380,500	408,700	
	65	240,700	278,800	317,100	339,300	380,900	409,000	
	66	241,200	279,800	317,900	340,000	381,500	409,300	
	67	241,800	280,700	318,600	340,700	382,200	409,600	
	68	242,300	281,600	319,300	341,300	382,800	409,900	
	69	242,800	282,500	319,900	342,000	383,200	410,100	
	70	243,300	283,500	320,600	342,500	383,700	410,400	
	71	243,800	284,600	321,300	343,100	384,200	410,700	
	72	244,300	285,600	322,000	343,700	384,700	410,900	
	73	244,600	286,200	322,600	344,000	385,300	411,100	
	74	245,300	286,800	322,800	344,600	385,800	411,400	
	75	245,700	287,300	323,300	345,100	386,400	411,700	
	76	246,400	288,100	323,800	345,600	387,000	411,900	
77	246,600	288,900	324,400	346,100	387,500	412,100		
78	246,800	289,500	324,900	346,600	388,000	412,400		
79	247,200	290,100	325,400	347,100	388,500	412,700		
80	247,400	290,600	325,800	347,500	389,000	412,900		
81	247,500	291,100	326,400	347,800	389,300	413,100		
82	247,900	291,600	326,900	348,100	389,800	413,400		
83	248,300	292,000	327,300	348,500	390,200	413,700		
84	248,400	292,200	327,800	348,800	390,600	413,900		
85	248,600	292,400	328,300	349,400	391,000	414,100		
86		292,600	328,700	349,700	391,500			
87		292,900	328,900	350,000	391,900			
88		293,100	329,200	350,300	392,300			
89		293,500	329,600	350,700	392,700			
90		293,700	330,000	351,000	393,200			
91		293,900	330,400	351,400	393,600			
92		294,100	330,800	351,700	394,000			

	93		294,500	331,100	352,100	394,400		
	94		294,700	331,300	352,400			
	95		294,900	331,700	352,700			
	96		295,200	332,000	353,000			
	97		295,500	332,200	353,300			
	98		295,700	332,500	353,700			
	99		295,900	332,800	354,100			
	100		296,200	333,100	354,500			
	101		296,500	333,300	355,000			
	102		296,700	333,600	355,400			
	103		296,900	334,000	355,800			
	104		297,200	334,200	356,200			
	105		297,500	334,300	356,700			
	106			334,600				
	107			335,000				
	108			335,300				
	109			335,500				
	110			335,900				
	111			336,300				
	112			336,700				
	113			336,900				
定年前再任用短時間勤務職員		191,000	217,800	246,200	259,700	285,100	318,400	360,500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	184,700	212,500	255,300	274,300	295,800	335,100
	2	186,200	214,400	256,700	275,200	297,300	337,100
	3	187,700	216,400	258,200	276,000	298,900	339,100
	4	189,100	218,300	259,700	276,800	300,500	341,100
	5	190,700	220,300	260,900	277,300	301,900	343,100
	6	192,200	222,100	261,700	278,200	303,600	345,200
	7	193,600	223,900	262,500	278,900	305,200	347,200
	8	195,100	225,600	263,200	279,800	306,800	349,200
	9	196,400	227,300	263,900	280,700	308,400	350,800
	10	198,100	228,700	264,600	281,300	309,800	352,800
	11	199,700	230,000	265,400	282,200	310,700	354,700
	12	201,300	231,000	266,100	283,100	312,500	356,700
	13	202,600	232,400	266,900	284,000	313,500	358,600
	14	204,600	233,400	267,800	284,900	315,100	360,600
	15	206,700	234,400	268,600	285,800	316,700	362,600
	16	208,700	235,300	269,500	286,700	318,400	364,700
	17	210,700	236,400	270,000	287,700	319,900	366,600
	18	212,700	237,800	270,800	288,800	321,400	368,600
	19	214,900	239,200	271,600	289,800	322,900	370,700
	20	216,900	240,300	272,400	290,900	324,300	372,700
	21	218,800	241,500	273,200	292,200	325,700	374,400
	22	220,500	243,100	273,900	293,600	327,100	376,500
	23	222,200	244,800	274,600	294,800	328,600	378,700
	24	223,900	246,200	275,400	296,000	330,000	380,700
	25	225,200	247,400	276,200	297,100	331,400	382,600
	26	226,600	248,700	276,900	298,500	332,800	384,200
	27	227,600	250,100	277,700	299,900	334,200	386,000
	28	228,700	251,400	278,500	301,500	335,600	387,800
	29	229,800	252,800	279,500	302,200	336,800	389,500
	30	230,600	253,800	280,600	303,500	338,300	391,200
	31	231,400	254,600	282,000	305,000	339,700	393,200
	32	232,100	255,300	283,200	306,200	341,200	394,900
	33	233,200	256,100	284,400	307,400	342,700	396,600
	34	234,400	257,000	285,700	308,800	344,200	398,300
	35	235,500	257,900	286,800	310,200	345,700	400,100
	36	236,500	258,700	288,000	311,600	347,200	401,800
	37	237,500	259,400	289,400	312,900	348,800	403,400
	38	238,800	260,400	290,500	314,200	350,500	405,100
	39	240,100	261,200	291,700	315,600	352,000	407,000
	40	241,300	262,100	293,000	317,100	353,500	408,800
	41	242,100	262,500	293,700	318,600	354,700	410,300
	42	243,100	263,300	294,900	320,000	356,200	411,800
	43	244,200	264,100	296,100	321,400	357,700	413,300
	44	245,200	264,800	297,300	322,700	359,100	414,600

	45	246,200	265,500	298,400	323,500	360,500	415,700
	46	247,200	266,300	299,700	324,900	361,500	416,800
	47	248,100	266,900	301,000	326,300	362,900	417,900
	48	248,900	267,600	302,300	327,800	364,300	419,100
	49	249,700	268,300	303,400	328,900	365,600	420,400
	50	250,600	269,100	304,600	330,200	367,000	421,600
	51	251,500	269,800	305,800	331,500	368,300	422,800
	52	252,400	270,700	307,000	332,800	369,600	423,900
	53	253,000	271,700	308,500	334,100	371,100	425,100
	54	253,900	272,700	309,800	335,400	372,300	426,100
	55	254,800	273,900	311,100	336,800	373,400	427,200
	56	255,600	275,100	312,300	338,100	374,600	428,300
	57	256,300	276,300	313,100	339,000	375,700	429,400
	58	257,200	277,700	314,300	340,300	376,600	429,900
	59	257,800	279,000	315,500	341,500	377,600	430,500
	60	258,600	280,300	316,900	342,800	378,600	430,900
	61	259,300	281,500	318,000	343,800	379,200	431,500
	62	260,000	282,700	319,300	344,700	380,000	432,000
	63	260,700	283,900	320,500	345,800	380,800	432,400
	64	261,400	285,200	321,800	347,000	381,600	432,900
	65	262,000	285,900	323,000	348,100	382,300	433,400
	66	262,800	287,100	324,300	349,300	383,000	433,800
	67	263,300	288,400	325,500	350,600	383,800	434,100
	68	263,900	289,400	326,700	351,600	384,500	434,400
	69	264,500	290,400	327,400	352,600	385,100	434,900
	70	265,100	291,800	328,500	353,600	385,700	
	71	265,900	293,100	329,600	354,700	386,400	
	72	266,700	294,300	330,500	355,800	387,000	
	73	267,900	295,300	331,600	356,600	387,700	
	74	269,000	296,600	332,300	357,700	388,200	
	75	270,000	297,800	333,400	358,800	388,800	
	76	271,000	299,000	334,500	359,800	389,300	
	77	271,900	300,300	335,700	360,500	389,700	
	78	272,800	301,500	336,900	361,300	390,300	
	79	273,800	302,700	338,000	362,100	390,800	
	80	274,900	303,900	339,100	362,800	391,100	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	81	275,700	304,400	340,200	363,400	391,400	
	82	276,300	305,600	341,300	364,000	391,900	
	83	277,200	306,700	342,300	364,600	392,400	
	84	277,900	307,900	343,400	365,100	392,700	
	85	278,600	309,000	344,300	365,700	393,000	
	86	279,300	310,200	345,300	366,200	393,500	
	87	280,000	311,400	346,200	366,800	394,000	
	88	280,700	312,500	347,200	367,300	394,400	
	89	281,500	313,600	348,100	367,700	394,700	
	90	282,300	314,800	348,900	368,100	395,100	
	91	283,100	316,000	349,800	368,700	395,600	
	92	283,900	317,100	350,600	369,200	396,000	

93	284,700	317,900	351,200	369,500	396,400
94	285,700	318,600	351,800	370,000	396,800
95	286,600	319,300	352,500	370,400	397,300
96	287,500	319,900	353,100	370,700	397,700
97	288,100	320,500	353,500	371,300	398,100
98	288,800	320,800	353,900	371,800	398,500
99	289,400	321,500	354,400	372,300	399,000
100	290,300	322,000	354,800	372,800	399,400
101	291,100	322,400	355,300	373,400	399,800
102	291,900	323,000	355,700	373,900	
103	292,700	323,600	356,200	374,400	
104	293,600	324,100	356,600	374,800	
105	294,100	324,500	356,900	375,400	
106	294,600	325,000	357,400	375,900	
107	295,100	325,500	357,800	376,400	
108	295,500	326,000	358,100	376,900	
109	295,700	326,400	358,600	377,500	
110	296,000	326,800	359,100	378,000	
111	296,200	327,100	359,600	378,500	
112	296,500	327,400	360,100	379,000	
113	296,800	327,700	360,600	379,600	
114	297,000	328,100	361,100		
115	297,300	328,500	361,600		
116	297,500	328,800	362,000		
117	297,800	329,000	362,400		
118	298,100	329,300	362,800		
119	298,400	329,700	363,300		
120	298,700	329,900	363,900		
121	299,000	330,100	364,300		
122	299,400	330,400	364,800		
123	299,700	330,700	365,300		
124	300,100	331,000	365,800		
125	300,300	331,200	366,100		
126	300,500	331,500			
127	300,800	331,900			
128	301,200	332,100			
129	301,400	332,200			
130	301,700	332,500			
131	302,100	332,900			
132	302,500	333,100			
133	302,700	333,400			
134	303,000	333,800			
135	303,400	334,200			
136	303,700	334,600			
137	303,900	334,900			
138	304,200	335,400			
139	304,600	335,800			
140	304,900	336,200			

	141	305,100	336,500				
	142	305,500	336,900				
	143	305,900	337,200				
	144	306,200	337,600				
	145	306,300	337,900				
	146	306,600	338,300				
	147	307,000	338,700				
	148	307,400	339,100				
	149	307,600	339,400				
	150	307,800	339,800				
	151	308,100	340,200				
	152	308,400	340,600				
	153	308,800	340,900				
	154	309,000					
	155	309,200					
	156	309,500					
	157	309,800					
	158	310,100					
	159	310,400					
	160	310,700					
	161	311,100					
	162	311,400					
	163	311,700					
	164	312,000					
	165	312,400					
	166	312,700					
	167	313,000					
	168	313,300					
	169	313,700					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		237,700	258,100	265,400	275,600	292,000	329,500

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第4条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	382,600
2	429,900
3	480,200
4	542,700
5	619,200
6	722,900
7	844,700

別記第3

第5条第1項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	404,700
2	464,100
3	525,600
4	607,100
5	705,800
6	805,400

第5条第2項の給料表

号 俸	給 料 月 額
	円
1	338,200
2	373,500
3	400,800



# 参 考 资 料

# 目 次

## 第1部 職員給与関係資料

令和5年職員給与実態調査の概要	1
第1表 給料表別適用職員数	2
第2表 給料表別給与月額等	4
第3表 給料表別、級別平均給料月額等	6
第4表 給料表別、級別、号俸別職員数	8
第5表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第6表 給料表別、級別、経験年数別職員数	22
第7表 給料表別、学歴別、性別職員数	26
第8表 給料表別、扶養手当の支給額区分別扶養親族数	28
第9表 給料表別住居手当支給額等の状況	30
第10表 給料表別、通勤方法別職員数及び通勤手当支給額等の状況	32
第11表 暫定再任用職員の適用給料表別、級別職員数	36
第12表 特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数	37

## 第2部 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	39
第13表 産業別、規模別調査事業所数	40
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	41
第15表 民間における平均給与額等（比較職種等）	42
第16表 民間における平均給与額等（再雇用者）	48
第17表 民間における特別給の支給状況	50
第18表 民間における家族手当の支給状況	50
第19表 民間における扶養家族の構成別支給状況	50
第20表 民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	51
第21表 民間における在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況	51
第22表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	51
第23表 民間における定年制の状況	52
第24表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	52
第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	52

## 第3部 生計費関係資料

第26表 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費	53
----------------------------	----

## 第4部 労働経済関係資料

第27表 労働経済指標	54
-------------	----

第26表及び第27表で使用している各種統計等の数値は、各調査機関が令和5年8月31日（木）現在で公表しているものを使用した。

## 第1部 職員給与関係資料

### 令和5年職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的及び時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づいて、職員の給与の実態を把握し、職員の給与制度を検討するための基礎資料を得ることを目的とし、令和5年4月1日現在で行ったものである。

#### 2 調査の対象

- (1) 職員の給与に関する条例に定める各給料表（行政職給料表、公安職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（二）、研究職給料表、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三））の適用を受ける職員を対象とした。したがって、これらの給料表の適用を受けない企業職員、技能労務職員、特定任期付職員、会計年度任用職員、国又は他の地方公共団体から派遣されている職員で給与を本県が支給していないもの及び国又は他の地方公共団体へ派遣している職員で給与を本県が支給していないものは含まない。また、これらの給料表の適用を受ける職員であっても、次に掲げる職員は除外した。

- ① 組合専従休職職員
- ② 臨時的任用職員

- (2) 調査対象の職員のうち、暫定再任用職員（短時間勤務職員含む）、特定業務等従事任期付職員（注）については、給与に関する調査（第1表から第10表）には含めずに、それぞれ第11表から第12表までの調査のみを行っている。

（注） 特定業務等従事任期付職員とは、一時的に増加している業務量に対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の2の規定により県が採用している職員である。

#### 3 調査の内容

年齢、性別、学歴、経験年数、適用給料表、級、号俸別職員数、給料月額及び諸手当等について調査したものである。

#### 4 調査の方法

この調査は、電子計算システムによる給与資料に基づいて行ったものである。

第1表

## 給 料 表 別

給料表 部 局	行 政 職	公 安 職	教 育 職 (高校等)	教 育 職 (中・小)	研 究 職
知 事 部 局	人 3,969	人	人	人	人 227
警 察	528	3,802			21
教育委員会	480				33
高等学校等	408		4,229		
中・小学校	355			6,469	
そ の 他	89				
計	5,829	3,802	4,229	6,469	281
比 率	% 27.8	% 18.1	% 20.2	% 30.9	% 1.3

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

# 適 用 職 員 数

医 療 職 (医師等)	医 療 職 (薬剤師等)	医 療 職 (保健師等)	計	比 率
人 20	人 205	人 105	人 4,526	% 21.6
			4,351	20.8
	3		516	2.5
	9		4,646	22.2
	16		6,840	32.6
			89	0.4
20	233	105	20,968	100.0
% 0.1	% 1.1	% 0.5	% 100.0	

第2表

## 給 料 表 別

給料表		行政職	公安職	教育職 (高校等)	教育職 (中・小)	
給与月額等						
職	員 数	5,829 人	3,802	4,229	6,469	
給	料 総 額	1,874,785,800 円	1,248,543,200	1,580,636,800	2,256,872,600	
給	料 の 調 整 額 総 額	1,669,400 円	185,700	13,948,025	8,665,316	
教	職 調 整 額 総 額	円		60,195,788	80,148,712	
義	務 教 育 等 教 員 特 別 手 当 総 額	円		23,938,350	35,640,200	
扶	養 手 当 総 額	42,535,500 円	47,928,500	37,457,000	39,314,500	
地	域 手 当 総 額	71,102,077 円	47,274,437	43,631,100	38,603,979	
給	与 小 計	1,990,092,777 円	1,343,931,837	1,759,807,063	2,459,245,307	
そ の 他 手 当	住 居 手 当 総 額	43,170,700 円	18,426,100	31,205,800	49,257,700	
	管 理 職 手 当 総 額	50,207,700 円	7,990,800	12,094,000	36,074,800	
	単 身 赴 任 手 当 ( 基 礎 額 ) 総 額	2,100,000 円	8,580,000	330,000	2,010,000	
	初 任 給 調 整 手 当 総 額	144,000 円				
	特 地 勤 務 手 当 等 総 額	141,091 円	469,214	42,967		
	へ き 地 手 当 等 総 額	345,767 円			6,959,592	
	寒 冷 地 手 当 ( 1 / 12 ) 総 額	4,286,671 円	2,880,737	4,928,753	9,501,989	
給	与 合 計	2,090,488,706 円	1,382,278,688	1,808,408,583	2,563,049,388	
職 員 一	給 料 月 額	321,631 円	328,391	373,761	348,875	
	給 料 の 調 整 額	286 円	49	3,298	1,340	
	教 職 調 整 額	円		14,234	12,390	
	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	円		5,661	5,509	
	扶 養 手 当	7,297 円	12,606	8,857	6,077	
	地 域 手 当	12,198 円	12,434	10,317	5,968	
	給 与 小 計	341,412 円	353,480	416,128	380,159	
人 当 た り	そ	住 居 手 当	7,406 円	4,846	7,379	7,614
	の	管 理 職 手 当	8,613 円	2,102	2,860	5,577
		単 身 赴 任 手 当 ( 基 礎 額 )	360 円	2,257	78	311
	他	初 任 給 調 整 手 当	25 円			
	手	特 地 勤 務 手 当 等	24 円	123	10	
	当	へ き 地 手 当 等	59 円			1,076
	た	寒 冷 地 手 当 ( 1 / 12 )	735 円	758	1,165	1,469
	り	給 与 合 計	358,634 円	363,566	427,620	396,206
	経 験 年 数	20.2 年	16.5	22.5	19.1	
	修 学 年 数	14.4 年	14.4	15.9	15.9	
	年 齢	41.0 歳	37.4	45.0	41.5	

(注) 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月において支給される手当であるが、本調査では年間支給額を12で除して得た額を一月当たりの額とし

給 与 月 額 等

研究職	医療職 (医師等)	医療職 (薬剤師等)	医療職 (保健師等)	全給料表
281	20	233	105	20,968
97,321,800	8,740,300	77,803,900	33,422,700	7,178,127,100
253,300		820,850		25,542,591
				140,344,500
				59,578,550
2,174,000	159,500	1,437,500	263,000	171,269,500
3,161,038	1,536,032	1,908,330	650,346	207,867,339
102,910,138	10,435,832	81,970,580	34,336,046	7,782,729,580
2,679,300	216,000	1,367,900	728,200	147,051,700
3,011,900	700,400	1,305,000	195,000	111,579,600
30,000		90,000		13,140,000
11,000	5,202,400	871,000		6,228,400
				653,272
				7,305,359
304,512	14,832	382,248	118,540	22,418,282
108,946,850	16,569,464	85,986,728	35,377,786	8,091,106,193
346,341	437,015	333,922	318,311	342,337
901		3,523		1,218
				6,693
				2,841
7,737	7,975	6,170	2,505	8,168
11,249	76,802	8,190	6,194	9,914
366,228	521,792	351,805	327,010	371,171
9,535	10,800	5,871	6,935	7,013
10,719	35,020	5,601	1,857	5,321
107		386		627
39	260,120	3,738		297
				31
				348
1,084	742	1,641	1,129	1,069
387,712	828,474	369,042	336,931	385,877
21.2	17.1	19.3	16.4	19.6
15.7	16.0	15.7	15.9	15.2
43.8	40.7	41.9	39.1	41.3

て掲載している。

第3表

## 給料表別、級別平均給

給料表 区分 級	行政職					公安職					教育職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	828	192,849	23.4	3.5	13.8	308	210,467	21.3	1.6	13.7	166	274,956
2	965	239,093	30.6	9.2	14.7	702	251,845	26.7	6.5	14.1	3,708	370,978
特2											135	432,950
3	912	290,309	36.4	14.8	15.0	758	292,866	33.8	12.5	14.7	131	447,701
4	1,227	368,180	46.0	25.2	14.2	1,108	360,308	41.5	20.3	14.5	89	475,402
5	1,203	392,852	52.0	31.6	14.1	653	407,999	47.5	26.4	14.5		
6	363	406,503	54.4	33.8	14.3	153	424,616	49.6	28.6	14.4		
7	219	432,471	54.9	33.8	14.8	35	434,209	50.4	29.7	14.4		
8	84	463,080	56.8	35.1	15.3	60	453,998	55.1	35.7	13.3		
9	28	503,329	57.5	35.5	15.6	25	475,372	56.9	37.5	13.4		
10												
合計	5,829	321,631	41.0	20.2	14.4	3,802	328,391	37.4	16.5	14.4	4,229	373,761

給料表 区分 級	医療職 (医師等)					医療職 (薬剤師等)					医療職	
	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額	年齢	経験年数	修学年数	人員	給料月額
	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円
1	8	323,688	26.6	3.3	16.0							
2	3	440,800	45.0	18.3	16.0	42	231,445	27.4	4.8	16.0	22	239,973
3	8	532,588	50.6	28.1	16.0	26	269,708	33.3	10.7	15.9	28	273,150
4	1	567,700	60.0	35.0	16.0	25	302,724	36.9	14.1	15.9	9	304,611
5						117	376,410	47.4	24.9	15.4	41	381,359
6						17	404,800	55.1	32.0	16.0	5	423,580
7						6	430,183	55.5	33.2	16.0		
合計	20	437,015	40.7	17.1	16.0	233	333,922	41.9	19.3	15.7	105	318,311

# 料 月 額 等

(高 校 等)			教 育 職 (中・小)					研 究 職				
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数	人 員	給 料 月 額	年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年	人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
35.6	13.6	15.0						56	228,768	27.3	4.9	15.9
44.6	22.1	15.9	5,459	333,923	39.2	16.9	15.9	48	296,950	35.6	12.6	16.0
52.2	29.7	16.0	261	412,667	51.7	29.2	15.9					
52.6	30.4	16.0	390	423,221	52.8	30.3	16.0	136	385,363	49.6	27.0	15.6
56.8	34.6	16.0	359	449,091	56.6	34.2	16.0	34	428,679	56.3	33.9	15.8
								7	467,543	57.4	35.4	15.4
45.0	22.5	15.9	6,469	348,875	41.5	19.1	15.9	281	346,341	43.8	21.2	15.7

(保 健 師 等)		
年 齡	経 験 年 数	修 学 年 数
歳	年	年
26.6	3.3	16.0
32.6	9.8	15.9
36.3	13.7	15.8
48.5	26.2	15.8
58.6	36.7	15.2
39.1	16.4	15.9

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数(その1)

行政職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2										
3										
4		1								
5		1								
6										
7		1								
8		1								
9	27									
10	1	2								
11	1									
12	25	69	1						2	
13	11	11							1	
14	1	40	1						9	
15	11	13							5	
16	31	57	12						2	
17	7	6	1						3	
18	12	57	23						2	
19	12	13	1						1	
20	34	60	12							
21	2	20	6						2	
22	12	62	43						1	
23	9	18	2					1		
24	41	72	52							
25	4	15	10					2		
26	11	60	44					5		
27	19	14	8				1	7		
28	27	63	49					19		
29	55	14	15					10		
30	30	52	50				2	10		
31	12	6	10				45	5		
32	101	32	46				23	7		
33	7	12	14	1			14	7		
34	33	29	47				26	2		
35	7	12	12				22	1		
36	91	20	48	19			11	3		
37	13	12	14	11			16	1		
38	33	10	26	28	1		17	1		
39	10	5	18	6	1		5	1		
40	71	8	40	16			8			
41	8	12	21	11			6			
42	41	13	30	21			4	1		
43	9	7	12	11			10			
44	4	7	34	26			2			
45	2	8	18	12			1	1		
46	3	9	27	39	2					
47		2	8	11	1		2			
48		1	27	21	1					
49		2	13	13	1	2		2		
50		2	24	28	2	7				
51		5	9	24		16				
52		2	3	25	4	11	1			
53		4	2	13		59				
54		3	5	46	5	7				
55		1	2	23		27				
56		2	4	25	5	16				
57		2	5	10	2	38				
58		1	6	31	7	10				
59		1		17	6	17				
60		2	1	31	4	11				
61		1	2	21		25				
62		1	3	31	7	8				
63		1	1	15	6	8				
64			1	23	8	6				
65			1	10	8	13				
66			4	21	7	8				
67				16	6	7				
68				16	30	4				
69				12	27	10				
70			1	24	30	3				
71			3	10	7	1				
72				19	31	3				
73			2	16	24	3				
74		1	2	29	45					
75				11	11	4				
76		1	2	34	38	2				
77		1	3	10	22	3				
78			1	28	37	3				
79				12	16	3				
80			1	17	32	3				
81		1	2	9	24					
82			2	14	40					
83		1		14	16	1				
84				25	42	1				

行政職

級 号俵	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
85			1	7	25	23				
86			3	13	28					
87			2	8	28					
88			3	14	39					
89				8	31					
90			2	14	27					
91				9	21					
92			5	8	31					
93				9	417					
94				9						
95				5						
96				9						
97				7						
98			1	7						
99			1	5						
100				4						
101				135						
102										
103										
104										
105										
106			1							
107										
108			1							
109										
110			1							
111			1							
112		1	1							
113			2							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125		2								
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
146										
147										
148										
149										
150										
151										
152										
153										
154										
155										
156										
157										
158										
159										
160										
161										
162										
163										
164										
165										
166										
167										
168										
169										
合計	828	965	912	1,227	1,203	363	219	84	28	

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数(その2)

公安職		1	2	3	4	5	6	7	8	9
級	号俸	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7	33									
8										
9										
10	36									
11	2									
12	1									
13	6	1								
14		1								
15	2									
16	34		22					1		
17			1							
18	4	5	2	1						
19	5	4		1						
20	29	29	1							
21	1	1								
22	10	8	2	1						
23	6	5		1						
24	1	19	5	2						
25	60	2								
26	6	62	6							
27	1	9								
28	56	18	3	1						
29	8	7								
30	2	61	5	2	1					
31	1	11								3
32		23	3	12						6
33		10	1	2						
34		48	3	7						1
35		9	2							3
36		26	8	11						1
37	2	6		4						3
38		57	10	10						4
39		6		1						1
40		26	27	8						
41		9	8	3						1
42		42	41	11	2					1
43		8	7	2	1				3	1
44		27	37	12					12	
45	1	5	6	6					5	
46		29	28	17	5				5	
47	1	11	12	4	29				3	
48		28	37	16	13				5	
49		6	13	8	3				1	
50		44	43	15	12				7	
51		12	14	4	11				3	
52			39	40	15			3	3	
53		1	12	13	7			7	3	
54		1	37	33	10			1		
55		1	16	9	8			8	1	
56			46	45	10					
57			15	9	10				1	
58			33	33	13			4	2	
59			19	8	16			1	2	
60			20	27	21	4		2		
61			6	9	15	2		5	4	
62			28	39	7	4				
63			9	9	13	1		2		
64			20	36	18	4				
65			15	13	9	4				
66			25	33	13	2				
67			7	21	17	4				
68			12	29	15	4				
69			3	21	12	2				
70		1	10	38	14	3				
71			6	11	17	2				
72			12	17	11	3				
73			4	15	12	5				
74			6	22	19	7				
75			3	13	18	6				
76			3	17	16	2				
77				12	5	6				
78			5	13	11	5				
79			5	8	16	1				
80			7	14	6	5				
81			3	10	11	4				
82			5	15	11	5				
83			1	6	8	1				
84				16	7	7				

公安職

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	8	9
85				11	5	4			
86				13	11	2			
87				8	8	4			
88				8	5	1			
89				8	5	11			
90				13	3	1			
91				5	4	4			
92				7	3	3			
93				5	3	30			
94				4	6				
95				8	4				
96				6	3				
97				8	5				
98				6	9				
99				5	4				
100				4	5				
101				8	82				
102				8					
103				5					
104				5					
105			2	6					
106				5					
107				4					
108				3					
109				3					
110				5					
111				1					
112				4					
113				6					
114				1					
115				4					
116				6					
117									
118				3					
119				4					
120				7					
121				6					
122				4					
123				1					
124				8					
125				3					
126				1					
127				4					
128				7					
129				51					
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
146									
147									
148									
149									
150									
151									
152									
153									
154									
155									
156									
157									
158									
159									
160									
161									
162									
163									
164									
165									
166									
167									
168									
169									
合計	308	702	758	1,108	653	153	35	60	25

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数（その3）

教育職（高校等）

級 号俸	1	2	特2	3	4
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5		37			
6					
7					
8	1	26			
9		14			
10		1			
11		3			
12		18			
13	1	10			
14		3			
15	1	6			
16		14			
17	2	18			
18		11			
19	1	6			
20		30			
21	1	16			
22		9			
23		7			
24	1	25			
25		15			
26		10			
27		18			
28	2	29			3
29	1	16			
30		22			4
31	2	7			2
32		18			4
33	2	11			2
34	1	9			6
35	1	8			11
36	1	24			1
37		15			56
38		25			
39		11			
40	1	25			
41	2	20			
42	2	32			
43	1	21			
44	2	28			
45		14			
46		27			
47	2	13			
48	2	23			
49		10			
50	1	33			
51	4	15			
52		19			
53	4	15		1	
54	2	28			
55	1	16			
56	3	31		1	
57		10		1	
58	2	14		4	
59	2	11		1	
60	2	25		4	
61		22		10	
62	3	25		6	
63		9		4	
64	3	28		4	
65	1	23		10	
66	2	32	1	5	
67	3	19		5	
68	1	22		1	
69	4	24		2	
70	4	26		7	
71	2	21			
72	1	27		6	
73	4	17		1	
74	4	31		5	
75	3	25	1	6	
76	3	23	1	3	
77	1	19	1	6	
78	7	27	2	4	
79	1	19		5	
80	4	20		7	
81	1	13	1	1	
82	5	11		4	
83	1	18		1	
84	3	22	4	3	

級 号俸	1	2	特2	3	4
85	3	22	2	13	
86	1	27	1		
87	2	16	1		
88	1	18	2		
89		22	4		
90	1	36	2		
91	4	14	4		
92	1	25	4		
93	3	20	9		
94	5	23	7		
95	2	15	4		
96	7	22	2		
97	1	4	2		
98	3	5	4		
99	1	28	3		
100	1	22	2		
101	3	18	5		
102		18	4		
103		19	3		
104		28	2		
105		25	6		
106		26	4		
107		28	5		
108	2	23			
109	1	23	42		
110		17			
111		25			
112		21			
113		23			
114		30			
115		27			
116		32			
117		22			
118		32			
119	1	19			
120	1	20			
121		25			
122		26			
123		29			
124		42			
125		8			
126		35			
127		29			
128		35			
129		20			
130		30			
131		27			
132		31			
133		29			
134		39			
135		24			
136		30			
137	1	18			
138		26			
139		32			
140		37			
141		25			
142	1	48			
143		55			
144		55			
145	1	43			
146		62			
147		57			
148		74			
149		477			
150					
151					
152					
153	7				
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	166	3,708	135	131	89

教育職(中・小)

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14		1			
15					
16					
17		172			
18					
19		4			
20		133			
21		41			2
22		8			6
23		3			12
24		137			15
25		23			24
26		14			13
27		7			9
28		117			11
29		35			21
30		21			18
31		10			29
32		91			19
33		14			10
34		39			20
35		10			15
36		111			14
37		24			15
38		52			12
39		11			7
40		100			10
41		18			77
42		74			
43		18			
44		81			
45		10			
46		11			
47		19			
48		60			
49		34			
50		66	1		
51		22	1		
52		59			
53		30			
54		85			
55		25			
56		56			
57		45			
58		79	2		
59		21			
60		61			
61		40			
62		55	1		
63		27		1	
64		58	1		
65		12			
66		13			
67		24	1		
68		55	5	2	
69		28	1		
70		53		2	
71		28		3	
72		66	1	6	
73		30	2	2	
74		40	3	13	
75		28		12	
76		49	2	19	
77		30	1	8	
78		33	4	4	
79		30	3	5	
80		31	3	17	
81		37	2	8	
82		33	6	15	
83		26	2	17	
84		28	3	20	

級 号俵	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
85		35	3	16	
86		30	2	19	
87		26	4	11	
88		36	5	15	
89		27	1	20	
90		38	7	23	
91		14	9	15	
92		34	5	13	
93		31	11	8	
94		39	8	18	
95		27	1	12	
96		36	5	8	
97		30	5	10	
98		41	5	6	
99		32	7	3	
100		38	7	7	
101		22	9	32	
102		42	11		
103		27	6		
104		31	6		
105		5	8		
106		6	9		
107		22	10		
108		20	8		
109		25	6		
110		30	6		
111		27	8		
112		25	5		
113		17	2		
114		20	5		
115		18	10		
116		40	4		
117		19	18		
118		26			
119		15			
120		29			
121		24			
122		26			
123		22			
124		22			
125		19			
126		18			
127		25			
128		19			
129		16			
130		20			
131		12			
132		14			
133		16			
134		18			
135		10			
136		20			
137		28			
138		18			
139		22			
140		23			
141		18			
142		16			
143		13			
144		26			
145		23			
146		39			
147		19			
148		34			
149		36			
150		44			
151		39			
152		41			
153		33			
154		45			
155		49			
156		60			
157		54			
158		67			
159		65			
160		71			
161		388			
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計		5,459	261	390	359

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数(その4)

研究職

級 号俸	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24			5		
25					
26					
27					1
28					1
29	3	1	3		1
30		3			2
31			1		
32	3		1		1
33	1		2		
34		1	1		
35		2			
36	6		1		1
37	3	1	4		
38		1			
39		1	1		
40	8	1	1		
41		2	3		
42	1		3		
43		2			
44	5		2		
45		3			
46		1	2		
47	1	1	1		
48	3		2		
49	1	1	3	1	
50	2	3	1		
51		1		3	
52	4	1	4		
53	1	1		4	
54	1	2	2		
55	1			8	
56	3	3	1	1	
57	1	4	4	2	
58	1			4	
59	1		2	6	
60	4	1	1		
61		4		1	
62		1			
63		3			
64				1	
65	1	1	3	1	
66	1				
67				1	
68				1	
69			1		
70			1		
71			3		
72			2		
73			3		
74			1		
75			3		
76					
77			5		
78					
79					
80			2		
81		1	2		
82			2		
83			1		
84			2		

級 号俸	1	2	3	4	5
85			1		
86					
87			3		
88			2		
89			2		
90			1		
91			1		
92			1		
93			5		
94					
95			1		
96			3		
97			34		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121		1			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
合計	56	48	136	34	7

医療職 (医師等)

級 号俸	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17	4			
18				
19				
20	1			
21				
22				
23				
24	1	1		
25				
26				
27				
28	2			
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35		1		
36				
37				
38				
39				
40			1	
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55			1	
56				1
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79			1	
80				
81			1	
82				
83				
84				

級 号俸	1	2	3	4
85				
86				
87				
88				
89				4
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97		1		
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
158				
159				
160				
161				
162				
163				
164				
165				
166				
167				
168				
169				
合計	8	3	8	1

第4表

給料表別、級別、号俸別職員数(その5)

医療職(薬剤師等)

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8		2					
9							
10							
11							
12		1					
13		1					
14							
15							
16		3					
17							
18							
19		2					
20							
21							
22		3					
23							
24		1	1				
25		1	1				
26		3	2				
27			2				
28		1	3	3			
29		1	1	1	1		
30		7	1	2			
31			2	1	1		3
32		1	2	5	2		
33		1		1			1
34		2	2	1	2		
35		2	3	2	5		1
36			1		1		1
37		1			2		
38		6		3			
39		2	1	1	1		
40				1			
41					1		
42					2		
43				2	1		
44			1		5		
45					3		
46					4		
47			1		2		
48			1		2		
49					2	1	
50					2		
51				1		6	
52			1		2		
53					3	3	
54							
55						2	
56					2		
57					1	1	
58					3		
59				1	1		
60						1	
61							
62					3		
63					1		
64					4	1	
65					1		
66					4	1	
67					1		
68							
69					1	1	
70					2		
71					1		
72					1		
73					1		
74					1		
75					2		
76					2		
77					2		
78					2		
79							
80							
81					2		
82					1		
83							
84					1		

級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
85					2		
86					1		
87							
88					5		
89					3		
90							
91					2		
92					1		
93					19		
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
合計		42	26	25	117	17	6

医療職（保健師等）

級 号俸	1	2	3	4	5	6
1	人					
2		人				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16			2			
17						
18		3	2			
19						
20			4			
21			2	1		
22		7	2			
23						
24			1		2	
25						
26		2	2	2		
27			1			
28			4	2		
29			2			
30		2	2			
31		2				
32						
33			2	1		
34		3				
35		1	1			
36		1				
37				1		
38		1			2	
39						
40						
41						
42					1	
43					1	
44				1		
45						
46					1	
47						
48						
49						1
50						
51					1	1
52					1	
53						2
54					1	
55				1	1	
56					2	
57						
58					1	
59					1	1
60						
61						
62					2	
63						
64						
65						
66						
67						
68					1	
69						
70					1	
71					2	
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81					1	
82					2	
83						
84					1	

級 号俸	1	2	3	4	5	6
85	人					
86		人				
87						1
88						
89						
90						
91			1			
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						1
99						1
100						
101						13
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
合計		22	28	9	41	5

第5表

## 給料表別、級別、年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		行政職	1		57	515	246	7	3			
2				1	448	394	77	28	14		2	1
3						355	406	92	40	3	3	3
4							80	418	470	62	49	30
5								34	267	124	117	145
6								1	35	14	22	34
7						1	1		8	9	5	19
8												4
9												
10												
計			57	516	694	757	567	573	834	212	198	236
公安職	1		69	232	6	1						
	2			143	470	83	6					
	3			3	61	409	224	57	3		1	
	4				4	101	412	308	127	24	8	21
	5						36	216	172	31	32	17
	6							15	70	13	12	8
	7					1			16	1	4	3
	8								5	2	5	5
	9											
	計		69	378	541	595	678	596	393	71	62	54
教育職 (高校等)	1		1	12	19	38	56	24	7	2	1	
	2			111	300	396	377	422	580	161	142	174
	特2							2	42	8	8	10
	3								26	8	12	16
	4											
	計		1	123	319	434	433	448	655	179	163	200
教育職 (中・小)	1											
	2			527	873	912	650	611	472	121	129	120
	特2						3	21	56	27	13	18
	3							1	63	38	28	47
	4									3	2	8
	計			527	873	912	653	633	591	189	172	193

## 職員数（その１）

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合計 (人)	平均年齢 (歳)
								828	23.4
								965	30.6
3	3		2	1	1			912	36.4
25	29	21	7	14	4	18		1,227	46.0
114	96	97	44	55	55	55		1,203	52.0
25	34	41	29	54	38	35	1	363	54.4
16	28	26	30	28	25	22	1	219	54.9
4	8	4	10	15	15	24		84	56.8
	3		3	4	10	8		28	57.5
187	201	189	125	171	148	162	2	5,829	41.0
								308	21.3
								702	26.7
								758	33.8
15	15	13	12	11	17	20		1,108	41.5
17	18	16	19	23	22	34		653	47.5
6	5	5	3	2	9	5		153	49.6
1	2	2	2	1	1	1		35	50.4
6	1	2	1	11	11	11		60	55.1
2	4	1	2	2	7	7		25	56.9
47	45	39	39	50	67	78		3,802	37.4
2				1	1	2		166	35.6
153	159	162	130	148	164	126	3	3,708	44.6
10	9	13	5	10	11	7		135	52.2
16	16	16	9	6	2	4		131	52.6
3	11	8	9	18	24	16		89	56.8
184	195	199	153	183	202	155	3	4,229	45.0
142	153	151	154	141	174	128	1	5,459	39.2
19	15	22	19	8	22	18		261	51.7
48	37	47	27	28	14	12		390	52.8
23	32	31	37	69	82	71	1	359	56.6
232	237	251	237	246	292	229	2	6,469	41.5

第5表

給料表別、級別、年齢別

給料表	年齢 級	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳	51歳	52歳
		研究職	1			12	34	8	1			
	2					15	29	4				
	3						4	33	26	7	6	11
	4										2	
	5											
	計			12	34	23	34	37	26	7	8	12
医療職 (医師等)	1			3	4	1						
	2						2					
	3							2	2			1
	4											
	計			3	4	1	2	2	2			1
医療職 (薬剤師等)	1											
	2			5	27	10						
	3				1	19	5	1				
	4					5	17	2	1			
	5						9	30	35	10	6	5
	6									1	1	1
	7										1	1
	計			5	28	34	31	33	36	11	8	7
医療職 (保健師等)	1											
	2			7	13	1	1					
	3				7	14	6				1	
	4					5	1	3				
	5						4	13	6		3	
	6											
	計			7	20	20	12	16	6		4	

## 職員数（その2）

53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳以上	合計 (人)	平均年齢 (歳)
								56	27.3
								48	35.6
10	5	5	6	10	4	8	1	136	49.6
1	2	8	3	7	5	6		34	56.3
		1	1	1	2	2		7	57.4
11	7	14	10	18	11	16	1	281	43.8
								8	26.6
							1	3	45.0
			1	1		1		8	50.6
							1	1	60.0
			1	1		1	2	20	40.7
								42	27.4
								26	33.3
								25	36.9
4	1	4	6	3	3	1		117	47.4
1	4	2	1	1	3	2		17	55.1
				2	2			6	55.5
5	5	6	7	6	8	3		233	41.9
								22	26.6
								28	32.6
								9	36.3
3	1	1	4	4	1	1		41	48.5
					2	3		5	58.6
3	1	1	4	4	3	4		105	39.1

第6表

給料表別、級別、経験

給料表	級	経験年数																					
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上	
行政職	1	94	141	157	138	78	56	66	46	33	5	5	6	1		2							
	2		1		1	82	90	98	94	123	81	108	97	79	32	28	10	7	6	3	6	7	
	3									9	46	108	113	100	97	90	80	49	40	46	30	27	
	4														1	1	8	36	57	60	57	72	
	5																	1	1	2	6	4	
	6																						
	7											1			1								
	8																						
	9																						
	10																						
計		94	142	157	139	160	146	164	140	165	133	221	216	180	131	121	98	93	104	111	99	110	
公安職	1	93	111	40	48	10	4			1				1									
	2			49	57	90	104	99	105	68	43	39	26	14	3	4				1			
	3					1	3	7	19	65	85	102	80	87	63	60	45	52	35	21	12	6	
	4								1		13	13	26	39	54	70	83	103	114	90	61	62	
	5														2		6	7	25	33	39	45	
	6																				2	3	
	7											1											
	8																						
	9																						
	計		93	111	89	105	101	111	106	125	134	142	154	132	141	122	134	134	162	174	145	114	116
教育職(高校等)	1	1	5	3	2	6	4	4	10	6	6	9	10	15	16	11	7	8	11	8	7	2	
	2	37	44	36	52	59	70	73	66	86	95	78	77	89	80	85	74	89	75	82	88	92	
	特2																					3	
	3																						
	4																						
	計		38	49	39	54	65	74	77	76	92	101	87	87	104	96	96	81	97	86	90	95	97
教育職(中・小)	1																						
	2	172	186	182	184	163	190	210	179	194	182	211	192	170	161	130	132	131	132	130	104	149	
	特2																	2	2	1	5	5	
	3																	3			1	1	
	4																						
	計		172	186	182	184	163	190	210	179	194	182	211	192	170	161	130	132	136	134	131	110	155

## 年 数 別 職 員 数 ( そ の 1 )

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	42年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)	
																						828	3.5	
3	2	1	4		2																	965	9.2	
9	3	6	7	6	5	5	4	7	5	8	3	2		4			1	2				912	14.8	
91	77	73	69	90	84	64	61	76	46	48	43	29	17	23	13	9	5	2	4	10	1	1,227	25.2	
10	12	24	22	42	42	70	61	80	128	132	120	88	89	58	44	50	32	39	25	21		1,203	31.6	
		4	11	7	8	10	14	19	21	24	34	25	31	24	18	23	18	36	21	15		363	33.8	
				3	3	6	9	11	18	18	18	21	17	13	18	20	9	15	9	9		219	33.8	
								4	3	7	4	8	8	16	12	7	4	4	2	5		84	35.1	
											3		7	10	1	4	1			2		28	35.5	
113	94	108	113	148	144	155	149	197	221	237	225	173	169	148	106	113	70	98	61	62	1	5,829	20.2	
																							308	1.6
																							702	6.5
7	6	1		1																		758	12.5	
63	45	28	22	22	24	7	9	15	13	24	12	6	18	16	15	8	10	5	9	8		1,108	20.3	
82	46	36	21	26	27	23	13	16	12	23	17	24	14	20	19	19	12	14	11	21		653	26.4	
7	9	17	2	17	14	13	6	5	4	11	7	7	6	5	3	1	2	1	6	5		153	28.6	
	1	2	4	1	5	1	1			4	1	4	3	2	1	2	1		1			35	29.7	
				1		3	2	1	3	2	1	5	4	8	5	1	1	8	7	8		60	35.7	
										1				5	6	3	1	2	3	4		25	37.5	
159	107	84	49	68	70	47	31	37	32	65	38	46	45	56	49	34	27	30	37	46		3,802	16.5	
1	1		1	2			1		2	1	1			2		1		2				166	13.6	
86	118	105	114	123	122	145	156	155	148	137	159	165	133	133	128	40	8	4	1	1		3,708	22.1	
3	2	6	6	14	9	10	5	11	7	12	9	8	9	11	9	1						135	29.7	
		1	3	3	14	11	9	18	11	17	17	10	9	4	2	1	1					131	30.4	
						1	1			8	6	12	14	24	15	7	1					89	34.6	
90	121	112	124	142	145	167	172	184	168	175	192	195	165	174	154	50	10	6	1	1		4,229	22.5	
125	99	99	93	83	88	115	112	126	119	124	163	150	157	132	130	52	4	4				5,459	16.9	
7	16	7	8	14	11	19	27	17	13	12	21	18	18	16	18	4						261	29.2	
	3	6	20	13	19	28	27	44	48	37	42	36	24	18	17	2	1					390	30.3	
					2	4	2	9	21	21	26	44	53	83	68	25	1					359	34.2	
132	118	112	121	110	120	166	168	196	201	194	252	248	252	249	233	83	6	4				6,469	19.1	

第6表

給料表別、級別、経験

給料表	級	経験年数																				
		1年未満	1年以上	2年以上	3年以上	4年以上	5年以上	6年以上	7年以上	8年以上	9年以上	10年以上	11年以上	12年以上	13年以上	14年以上	15年以上	16年以上	17年以上	18年以上	19年以上	20年以上
研究職	1	3	4	9	9	4	8	7	6	4	1											
	2							1		1	5	6	5	7	6	7	6	3			1	
	3															1	1	1	7	3	5	12
	4																					
	5																					
	計	3	4	9	9	4	8	8	6	5	6	6	5	7	6	8	7	4	7	4	5	12
医療職 (医師等)	1			4	1	1	2															
	2									1			1									
	3																		1			
	4																					
	計			4	1	1	2				1			1					1			
医療職 (薬剤師等)	1																					
	2	1	2	3	7	4	10	5	8	2												
	3								1	7	2	5	4	2	1	3					1	
	4												3	5	8	2	1	4				1
	5															1		7	5	4	14	6
	6																					
	7																					
	計	1	2	3	7	4	10	5	9	9	2	5	7	7	9	6	1	11	5	5	15	6
医療職 (保健師等)	1																					
	2		3	7	2	4	5	1														
	3							2	8	3	5	5	1	2		1						
	4												4	1		1	2					
	5																2	1	1	1	1	3
	6																					
	計		3	7	2	4	5	3	8	3	5	5	5	3		2	4	1	1	1	1	3

## 年 数 別 職 員 数 ( そ の 2 )

21年 以上	22年 以上	23年 以上	24年 以上	25年 以上	26年 以上	27年 以上	28年 以上	29年 以上	30年 以上	31年 以上	32年 以上	33年 以上	34年 以上	35年 以上	36年 以上	37年 以上	38年 以上	39年 以上	40年 以上	41年 以上	合 計 (人)	平均経 験年数 (年)	
								1													56	4.9	
																						48	12.6
6	6	9	3	2	6	9	9	9	4	7	7	8	7	3	3	1	1	6			136	27.0	
							1	1	1	2	5	8	5	4	3	2		1	1		34	33.9	
											2			1	2	2					7	35.4	
6	6	9	3	2	6	9	10	11	5	9	14	16	12	8	8	5	1	7	1		281	21.2	
																					8	3.3	
												1									3	18.3	
1						2			1			2			1						8	28.1	
														1							1	35.0	
1						2			1			3		1	1						20	17.1	
																						42	4.8
																						26	10.7
1																					25	14.1	
8	8	4	2	6	10	5	3	6	6	6		3	3	2	5	2	1				117	24.9	
						1	2	1	2	1	2	3	3	1		1					17	32.0	
								1	1				1	3							6	33.2	
9	8	4	2	6	10	6	5	8	9	7	2	6	7	6	5	3	1				233	19.3	
																						22	3.3
									1												28	9.8	
1																					9	13.7	
5	3	2		2	2	1		2	1	2	2	2	3	2	1	1	1				41	26.2	
															2	3					5	36.7	
6	3	2		2	2	1		2	2	2	2	2	3	2	3	4	1				105	16.4	

第7表

## 給料表別、学歴別

学歴別・性別 職員数・比率		大 学 卒		短 大 卒		高 校 卒	
		職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
行 政 職	人		%	人	%	人	%
	3,278	56.2	368	6.3	2,178	37.4	
公 安 職	2,236	58.8	50	1.3	1,516	39.9	
教育職(高校等)	4,044	95.6	118	2.8	67	1.6	
教育職(中・小)	6,290	97.2	179	2.8			
研 究 職	253	90.0	20	7.1	8	2.8	
医 療 職(医師等)	20	100.0					
医 療 職(薬剤師等)	194	83.3	39	16.7			
医 療 職(保健師等)	98	93.3	7	6.7			
合 計	16,413	78.3	781	3.7	3,769	18.0	
性 別	男	9,881	60.2	281	36.0	2,746	72.9
	女	6,532	39.8	500	64.0	1,023	27.1

(注) 比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

、性別職員数

中 学 卒		合 計		性 別			
				男		女	
職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率	職 員 数	比 率
人	%	人	%	人	%	人	%
5	0.1	5,829	100.0	3,768	64.6	2,061	35.4
		3,802	100.0	3,383	89.0	419	11.0
		4,229	100.0	2,526	59.7	1,703	40.3
		6,469	100.0	2,931	45.3	3,538	54.7
		281	100.0	202	71.9	79	28.1
		20	100.0	9	45.0	11	55.0
		233	100.0	88	37.8	145	62.2
		105	100.0	5	4.8	100	95.2
5	0.0	20,968	100.0	12,912	61.6	8,056	38.4
4	80.0	12,912	61.6				
1	20.0	8,056	38.4				

第8表

## 給料表別、扶養手当

区 分	扶 養 手 当 受給職員数	支 給 額	
		配 偶 者 (6,500円) (行政職給料表8級相当職員にあつては3,500円。 行政職給料表9級以上相当職員に対しては支給しない。)	子 (10,000円)
行 政 職	2,198 人	971 人	2,978 人
公 安 職	2,183	1,294	3,633
教 育 職 (高 校 等)	1,823	727	2,722
教 育 職 (中・小)	2,026	692	2,897
研 究 職	118	56	149
医 療 職 (医 師 等)	8	2	12
医 療 職 (薬 剤 師 等)	74	20	108
医 療 職 (保 健 師 等)	16		22
計	8,446 人	3,762 人	12,521 人
職員一人当たり 平均扶養親族数		0.18 人	0.60 人

(注) 職員一人当たり平均扶養親族数は、扶養手当非受給職員を含めた全職員に対する平均扶養

の支給額区分別扶養親族数

区 分 別 扶 養 親 族 数			扶 養 手 当 非受給職員数	合 計
父母等 (6,500円) <small>(行政職給料表8級相当職員にあつては3,500円。 行政職給料表9級以上相当職員に対しては支給しない。)</small>	合 計	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 (5,000円加算)		
164 人	4,113 人	1,105 人	3,631 人	5,829 人
29	4,956	610	1,619	3,802
101	3,550	971	2,406	4,229
131	3,720	999	4,443	6,469
12	217	52	163	281
1	15	4	12	20
5	133	39	159	233
2	24	6	89	105
445 人	16,728 人	3,786 人	12,522 人	20,968 人
0.02 人	0.80 人	0.18 人		

親族数である。

第9表

## 給料表別住居手

居住区分 給料表	住居手							
	借家(民営で光熱水費を含む)				借家(民営で光熱水費を含まない)			
	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職		1	3	4		627	1,061	1,688
公安職		7		7	1	251	458	710
教育職(高校等)			1	1		404	800	1,204
教育職(中・小)		2	2	4	1	845	1,081	1,927
研究職						32	72	104
医療職(医師等)							8	8
医療職(薬剤師等)						17	36	53
医療職(保健師等)						15	14	29
合計		10	6	16	2	2,191	3,530	5,723
割合(%)				0.1				27.3
平均手当支給額	24,000円				25,597円			

(注) 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合が

# 当支給額等の状況

当受給職員数									住居手当 非受給 職員数	合計
借家(公営)				下宿(賄付)				合計		
11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計	11,000円 未満	11,000円 以上 27,000円 未満	27,000円 以上	計		合計	
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	2		2					1,694	4,135	5,829
								717	3,085	3,802
	3		3					1,208	3,021	4,229
	4		4					1,935	4,534	6,469
								104	177	281
								8	12	20
								53	180	233
								29	76	105
	9		9					5,748	15,220	20,968
			0.0					27.4	72.6	100.0
19,522円								25,583円		

ある。

第10表

給料表別、通勤方法別職員数及び通

その1 給料表別、通勤方法別職員数

通勤方法 給料表	通勤手当受			
	交通機関等 利用者	交通用具使用者		
		自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)	普通自動車
	人	人	人	人
行政職	2,572	142	24	2,035
公安職	835	115	107	1,899
教育職(高校等)	198	33	12	3,529
教育職(中・小)	49	13	4	5,909
研究職	37	7	4	205
医療職(医師等)	4			8
医療職(薬剤師等)	68	1		124
医療職(保健師等)	23			57
合計	3,786	311	151	13,766

構成割合	通勤手当受給職員 (%)	20.1	1.6	0.8	72.9
	全職員 (%)	18.1	1.5	0.7	65.7

(注) 構成割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

# 勤手当支給額等の状況

給 職 員 数				通勤手当 非支給 職員数	合 計
交通機関等と交通用具との併用者			計		
交通機関等と 自 転 車 等	交通機関等と 原動機付自転車	交通機関等と 普通自動車			
人	人	人	人	人	人
85	7	358	5,223	606	5,829
53	5	85	3,099	703	3,802
22	2	139	3,935	294	4,229
6		58	6,039	430	6,469
3		9	265	16	281
			12	8	20
5		16	214	19	233
		9	89	16	105
174	14	674	18,876	2,092	20,968
0.9	0.1	3.6	100.0		
0.8	0.1	3.2	90.0	10.0	100.0

第10表

その2 通勤方法別、手当支給額階層別、距離段階別による通勤手当受給職員数及び受

通勤方法等 区分		通勤手当		
		交通機関等者	交通用具使用	
			自転車等	原動機付自転車 (自動二輪車を含む)
手当受給職員数		人 3,786	人 311	人 151
手当支給額階層別	55,000円以下	人 3,593		
	55,000円超 65,000円未満	187		
	65,000円	6		
	計	3,786		
	受給職員平均手当支給額	円 15,240		
距離段階別	10km未満		人 304	人 84
	10km以上 20km未満		7	58
	20km以上 30km未満			7
	30km以上 40km未満			1
	40km以上 50km未満			1
	50km以上 60km未満			
	60km以上 70km未満			
	70km以上 80km未満			
	80km以上			
	計		311	151
受給職員平均手当支給額		円 2,483	円 5,728	
受給職員平均手当支給額合計		円 15,240	円 2,483	円 5,728

(注) 受給職員平均手当支給額等は、1か月当たりのものである。

給職員平均手当支給額

受給職員数及び支給額				
者	交通機関等と交通用具との併用者			計
	普通自動車	交通機関等と自転車等	交通機関等と原動機付自転車	
人 13,766	人 174	人 14	人 674	人 18,876
	人 154	人 13	人 474	人 4,234
	19	1	169	376
	1		31	38
	174	14	674	4,648
	円 16,824	円 15,246	円 21,229	円 16,168
人 5,212	人 173	人 13	人 346	人 6,132
4,649	1	1	72	4,788
2,006			10	2,023
1,267			12	1,280
445			35	481
108			99	207
43			58	101
19			24	43
17			18	35
13,766	174	14	674	15,090
円 10,677	円 1,287	円 2,693	円 16,793	円 10,616
円 10,677	円 18,111	円 17,939	円 38,022	円 12,468

第11表

暫定再任用職員の適用給料表別、級別職員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 216	人	人 1	人	人 157	人 48	人 10	人	人	人	人	人
公安職	1						1					
教育職(高校等)	333	17	316									
教育職(中・小)	351		351									
研究職	11		4		7							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	12				9	3						
医療職(保健師等)	3				1	2						
合計	927	17	672		174	53	11					

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 65	人	人	人	人 57	人 1	人 7	人	人	人	人	人
公安職	124					23	101					
教育職(高校等)	4		4									
教育職(中・小)	77		77									
研究職	9		8		1							
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)	5				5							
医療職(保健師等)	1				1							
合計	285		89		64	24	108					

第12表

特定業務等従事任期付職員の適用給料表別、級別職員数

給料表	級 計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職	人 5	人	人	人	人	人 5	人	人	人	人	人	人
公安職												
教育職(高校等)												
教育職(中・小)												
研究職												
医療職(医師等)												
医療職(薬剤師等)												
医療職(保健師等)												
合計	5					5						



## 第2部 民間給与関係資料

### 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### 1 調査の目的と時期

この調査は、県職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### 2 調査機関

人事院並びに都道府県、政令指定都市、特別区及び和歌山市の各人事委員会

#### 3 調査対象事業所（母集団事業所）

##### (1) 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、日本標準産業分類の大分類である「農業、林業」、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」、「サービス業（宗教及び外国公務に該当するものを除く。）」に分類された1,008事業所

※ 令和2年から令和4年まで、新型コロナウイルス感染症に係る対応を考慮して病院は調査対象外とされていたが、今年度から調査対象となっている。

##### (2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

#### 4 調査対象の抽出

##### (1) 標本事業所の抽出

上記3(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、地域別に、組織、規模、産業により27層に層化し、これらの層から252事業所を無作為に抽出し調査を行ったところ、調査完了したものが213事業所、企業規模・事業所規模が対象外であることが判明したものが4事業所、調査不能なものが35事業所であった。

調査対象事業所から企業規模・事業所規模が対象外であることが判明した事業所を除いた248事業所に占める調査完了率は85.9%であった。

##### (2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### 5 集 計

##### (1) 調査実人員

初任給関係（令和5年4月新卒採用の従業員）の18職種848人（このうち行政職に相当する調査実人員827人）、初任給関係以外（前記新卒採用従業員以外の従業員）の58職種9,289人（このうち行政職に相当する調査実人員8,419人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は51,135人であり、このうち、行政職に相当するものは40,998人である。

##### (2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表

## 産業別、規模別調査事業所数

企業規模 産業	計	5,000人以上	3,000~4,999人	1,000~2,999人	500~999人	100~499人	50~99人
	事業所 213	事業所 31	事業所 12	事業所 37	事業所 30	事業所 72	事業所 31
農業、林業	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	0	0	0
建設業	38	5	6	9	5	6	7
製造業	60	10	2	6	6	26	10
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	0	0	0	0	0
情報通信業	7	0	0	2	1	4	0
運輸業、郵便業	21	3	0	3	4	9	2
卸売業、小売業	22	0	1	7	7	4	3
金融業、保険業	7	4	1	1	1	0	0
不動産業、 物品賃貸業	4	0	0	1	0	3	0
学術研究、専門・ 技術サービス業	4	0	0	2	0	2	0
宿泊業、 飲食サービス業	3	0	0	1	0	0	2
生活関連サービス 業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	0
教育、学習支援業	7	0	0	0	1	6	0
医療、福祉	19	0	0	5	3	7	4
複合サービス業	8	7	0	0	1	0	0
サービス業	12	1	2	0	1	5	3

(注) 抽出した県内252事業所のうち、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が39あったため、213事業所の調査となった。

第14表

## 職 種 別、学 歴 別、企 業 規 模 別 初 任 給

職 種	学 歴	初 任 給 月 額				
		全企業規模 平 均	企業規模 500人以上	企業規模100人 以上500人未満	企業規模 100人未満	
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大学卒	225,981円 [212,964円]	227,786円 [219,264円]	211,292円 [187,755円]	※ 183,436円 [ * ]
		短大卒	210,947円 [203,566円]	212,057円 [212,648円]	※ 159,143円 ※ [152,970円]	— [—]
		高校卒	172,808円 [183,800円]	176,407円 [186,185円]	※ 161,034円 ※ [170,707円]	※ 163,687円 ※ [155,794円]
	新 卒 技 術 者	大学卒	214,647円 [209,485円]	216,320円 [215,325円]	212,625円 [201,745円]	* [—]
		短大卒	183,420円 [186,070円]	191,616円 [195,267円]	177,998円 [176,689円]	— [—]
		高校卒	171,835円 [165,943円]	172,564円 [168,046円]	174,373円 [163,579円]	※ 152,568円 ※ [168,800円]
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大学卒	224,167円 [211,361円]	226,283円 [217,773円]	211,800円 [196,964円]	※ 179,011円 [ * ]
		短大卒	206,016円 [194,442円]	210,391円 [205,807円]	175,402円 [171,471円]	— [—]
		高校卒	172,190円 [176,864円]	174,026円 [181,552円]	170,507円 [164,032円]	※ 157,387円 ※ [158,756円]
そ の 他	新 卒 研 究 員	大学卒	※ 257,429円 ※ [244,100円]	— [—]	※ 257,429円 ※ [244,100円]	— [—]
	準 新 卒 薬 剤 師	大学卒	* [—]	— [—]	* [—]	— [—]
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	大学卒	* [—]	— [—]	* [—]	— [—]
	新 卒 栄 養 士	大学卒	※ 169,800円 [—]	* [—]	※ 180,000円 [—]	— [—]
	準 新 卒 看 護 師	短大卒	※ 209,569円 [—]	※ 210,250円 [—]	※ 208,467円 [—]	— [—]
	準 新 卒 准 看 護 師	高校卒	※ 180,500円 [—]	※ 180,500円 [—]	— [—]	— [—]

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。
- 3 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。
- 4 [ ]内は、昨年の調査の結果である。
- 5 「—」は、調査実績なしを示す。

第15表

民間における

その1 県職員給与と民間給与との比較職種

給与額等 職種		調査実人員	平均年齢	令和5年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
		人	歳	円	円
事務・技術関係職種	支店長	22	52.9	782,376	704
	工場長	4	57.8	832,558	0
	事務部長	253	52.3	622,250	1,814
	技術部長	149	52.4	613,127	822
	事務部次長	103	53.5	610,113	2,313
	技術部次長	104	50.9	621,854	46,205
	事務課長	519	49.9	570,457	7,003
	技術課長	452	48.8	543,983	16,219
	事務課長代理	263	47.4	541,682	53,050
	技術課長代理	177	46.8	526,662	55,593
	事務係長	605	44.7	489,108	68,781
	技術係長	489	44.7	467,850	77,716
	事務主任	471	42.5	373,752	47,738
	技術主任	532	43.5	377,168	45,934
事務係員	2,327	36.3	310,763	35,912	
技術係員	1,949	33.1	333,913	57,368	

(注) 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜勤

# 平均給与額等

(A)-(B)	備考	対応級
781,672	円 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満
832,558	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	行政職7級、8級 企業規模100人未満 行政職6級、7級
620,436	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満 行政職7級、8級
612,305		企業規模100人未満 行政職6級、7級
607,800	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	企業規模500人以上 行政職9級、10級 企業規模100人以上500人未満
575,649	中間職(部長－課長間)	行政職7級、8級 企業規模100人未満 行政職6級、7級
563,454	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	企業規模500人以上 行政職7級、8級 企業規模100人以上500人未満 行政職5級、6級
527,764		企業規模100人未満 行政職5級
488,632	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者	企業規模500人以上 行政職5級、6級 企業規模100人以上500人未満
471,069	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)	行政職4級 企業規模100人未満 行政職4級
420,327	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級 専門職	企業規模500人以上 行政職3級、4級 企業規模100人以上500人未満 行政職3級
390,134		企業規模100人未満 行政職3級
326,014	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理 以上に直属し、部下を有する者	企業規模500人以上 行政職2級(一部は3級、4級) 企業規模100人以上500人未満
331,234	係長等のいない事業所において、職能資格等が上記 主任と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)	行政職2級(一部は3級) 企業規模100人未満 行政職2級(一部は3級)
274,851		
276,545		行政職1級

手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

その2 その他の職種

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和5年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
教育関係職種	大学学長・副学長・学部長	15 人	59.1 歳	718,349 円	0 円
	大学教授	60	55.4	633,058	0
	大学准教授	45	47.3	532,826	0
	大学講師	8	35.1	378,206	0
	大学助教	3	55.3	532,929	0
	高等学校校長	*	*	*	*
	高等学校教頭	5	54.0	603,313	0
	高等学校教諭	57	45.3	451,760	8,438
研究関係職種	研究所長	—	—	—	—
	研究部(課)長	14	48.7	569,196	31,875
	研究室(係)長	18	44.5	523,839	83,670
	主任研究員	26	46.6	476,785	64,936
	研究員	26	38.0	356,219	38,317
	研究補助員	—	—	—	—

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜  
 2 「\*」は、調査実人員が1人の場合であり、「-」は、調査実績なしを示す。

	備 考
(A)－(B)	
718,349 円	
633,058	
532,826	
378,206	
532,929	
*	
603,313	
443,322	
—	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
537,321	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
440,169	構成員3人以上の室(係)の長
411,849	下記研究員より上位の者(上記職名を有する者を除く。)
317,902	
—	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和5年4月平均支給額		
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	
		人	歳	円	円	
	病 院 長	—	—	—	—	
	副 院 長	—	—	—	—	
	医 科 長	3	56.0	1,668,840	28,484	
	医 師	14	50.0	1,349,951	124,840	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	
	薬 局 長	5	52.6	466,328	0	
	薬 剤 師	29	35.0	332,584	22,671	
医療関係職種	診療放射線技師	41	36.5	332,424	28,888	
	臨床検査技師	36	42.8	311,458	17,040	
	栄 養 士	29	30.8	247,018	15,690	
	理学療法士	80	30.3	290,088	15,352	
	作業療法士	57	30.0	274,635	9,280	
	総看護師長	4	55.3	499,917	3,276	
	看護師長	57	46.8	390,301	21,812	
	看護師	166	34.2	315,772	40,329	
	准看護師	61	39.3	283,733	20,229	
	技能労務関係職種	電話交換手	2	54.0	341,707	18,017
		自家用乗用自動車運転手	*	*	*	*
		守 衛	6	53.5	239,299	23,079
		用 務 員	*	*	*	*

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜  
2 「\*」は、調査実人員が1人の場合であり、「-」は、調査実績なしを示す。

	備 考
(A)-(B) 円 —	部下に医師又は歯科医師5人以上
—	上記院長に事故等のあるときの職務代行者
1,640,356	部下に医師又は歯科医師1人以上
1,225,111	
—	
466,328	部下に薬剤師2人以上
309,913	
303,536	
294,418	
231,328	
274,736	
265,355	
496,641	部下に看護師長5人以上
368,489	部下に看護師又は准看護師5人以上
275,443	
263,504	
323,690	見習、外国語の電話交換手を除く。
*	
216,220	
*	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第16表

民間における

再雇用者

職種	給与額等	調査実人員	平均年齢	令和5年4月平均支給額	
				きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)
事務・技術関係職種	支店長	2人	61.4歳	460,163円	52,017円
	工場長	2	62.2	627,008	11,179
	事務部長	13	61.4	413,090	0
	技術部長	21	61.7	460,958	3,493
	事務部次長	*	*	*	*
	技術部次長	2	60.0	337,144	46,134
	事務課長	5	62.0	417,663	8,540
	技術課長	8	61.7	389,704	13,281
	事務課長代理	3	63.3	374,033	0
	技術課長代理	6	62.1	475,131	52,765
	事務係長	18	61.7	299,875	20,916
	技術係長	8	63.1	289,479	1,699
	事務主任	6	63.3	264,345	8,202
	技術主任	7	62.2	315,840	22,128
事務係員	166	62.3	247,623	10,085	
技術係員	135	62.1	276,495	19,118	

(注) 1 「時間外手当」には、特殊作業手当(実績に応じて支給されるもの)、超過勤務手当、休日手当、夜  
 2 「\*」は、調査実人員が1人の場合である。

# 平均給与額等

	備 考
(A)－(B)	
408,146	円 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
615,829	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
413,090	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
457,465	
*	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
291,010	
409,123	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
376,423	
374,033	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者
422,366	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
278,959	係長等の職名を有する者又はライン職でない係長級専門職
287,780	
256,143	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任
293,712	中間職(係長－係員間)
237,538	
257,377	

勤手当、宿日直手当、裁量手当等勤務実績に対して支払われる手当を含む。

第17表

## 民間における特別給の支給状況

項目	区分	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期(A1) 上半期(A2)
特別給の支給額	下半期(B1) 上半期(B2)	479,724円 503,234円
特別給の支給割合	下半期 $\left[\frac{B1}{A1}\right]$ 上半期 $\left[\frac{B2}{A2}\right]$	1.85月分 1.88月分
年間の支給割合		3.73月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

第18表

## 民間における家族手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	82.4
配偶者に家族手当を支給する	(86.3)
家族手当制度がない	17.6

(注) ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

第19表

## 民間における扶養家族の構成別支給状況

(単位：円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,978
配偶者と子1人	19,185
配偶者と子2人	24,652

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

**第20表**

民間における在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を実施していない
	を支給する	を支給しない	
52.9	(29.3)	(70.7)	47.1

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

**第21表**

民間における在宅勤務関連手当の支給目的別の月額支給の状況

(単位：%)

支給目的	月額										
	～1,000円	～2,000円	～3,000円	～4,000円	～5,000円	～6,000円	～7,000円	～8,000円	～9,000円	～10,000円	10,001円～
光熱費の負担増への配慮のみ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 在宅勤務関連手当の支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」としている事業所を100とした割合である。

**第22表**

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位：%)

項目 企業規模	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	61.7	38.3	55.6	44.4	54.6	45.4
500人以上	58.8	41.2	50.7	49.3	49.9	50.1
100人以上 500人未満	67.3	32.7	61.5	38.5	60.9	39.1
100人未満	58.5	41.5	58.1	41.9	58.0	42.0

**第23表**

民間における定年制の状況  
(単位：%)

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
98.9	71.5	27.4	1.1

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

**第24表**

定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位：%)

区分	項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級		51.0	43.2	49.0
非管理職		49.4	41.5	50.6

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(次表において同じ。)  
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

**第25表**

定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位：%)

課長級	非管理職
69.2	65.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 第3部 生計費関係資料

#### 第26表

#### 仙台市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	34,181	34,466	54,274	74,081	93,880
住居関係費	44,787	47,640	43,292	38,939	34,591
被服・履物費	5,382	3,665	5,927	8,188	10,451
雑費Ⅰ	24,097	25,072	48,004	70,936	93,867
雑費Ⅱ	8,999	10,510	14,615	18,726	22,831
合計	117,446	121,353	166,112	210,870	255,620

(注) 1 2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の令和5年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院が公表している全国の「費目別、世帯人員別標準生計費」(令和5年4月)に、全国の費目別平均支出金額に対する仙台市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目と家計調査の大分類項目との対応関係は、次のとおりである。

食料費	.....	食料
住居関係費	.....	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	.....	被服及び履物
雑費Ⅰ	.....	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	.....	その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第4部 労働経済関係資料

第27表

労働経済

項目			年月	令和4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	
物 価	消費者物価指数 (総合)	全国	前年 同月比 (%)	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0	3.0	
		仙台市	前年 同月比 (%)	2.7	2.8	3.0	3.5	3.8	3.9	
	国内企業物価指数 (全国)		前年 同月比 (%)	9.9	9.4	9.6	9.3	9.6	10.3	
生 計 費 出	消 費	二人以上の世帯	全国	金 額 (円)	304,510	287,687	276,885	285,313	289,974	280,999
			前年 同月比 (%)	1.2	2.4	6.4	6.6	8.8	5.9	
		仙台市	金 額 (円)	298,234	293,643	291,673	274,456	266,152	246,284	
			前年 同月比 (%)	8.8	△ 12.1	15.4	7.9	3.9	△ 2.9	
	支 出	二人以上の世帯 のうち勤労者世帯	全国	金 額 (円)	344,126	314,979	300,489	317,575	322,438	313,989
			前年 同月比 (%)	1.6	△ 0.9	6.9	4.9	9.6	6.2	
		仙台市	金 額 (円)	329,304	312,665	278,923	296,487	271,427	267,647	
			前年 同月比 (%)	20.8	△ 7.3	5.9	6.3	△ 7.3	△ 4.5	
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数 (30人以上調査産業計・全国)		前年 同月比 (%)	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.5	△ 0.4	
	完全失業率		全 国 (%)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	
	有効求人倍率		全 国 (倍)	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	
			宮城県 (倍)	1.35	1.36	1.36	1.37	1.39	1.39	
	産	鉱工業生産指数	全国	前年 同月比 (%)	△ 4.7	△ 2.7	△ 3.0	△ 1.8	5.7	8.7
宮城県			前年 同月比 (%)	0.3	9.7	2.0	1.5	9.4	28.9	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」、「常用雇用指数」、「鉱工業生産指数」(全国)の前年同月比は令和2年=100とした指数を、  
2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は、季節調整値である。

## 指 標 (その 1)

10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2	3.3	総務省
4.6	4.2	4.7	5.1	3.6	3.6	3.8	3.6	4.0	
9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.1	5.3	4.3	日本銀行
298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076	286,443	275,545	総務省 (家計調査)
5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	
273,720	282,860	298,325	297,464	275,559	304,736	291,329	287,919	277,814	
△ 3.9	△ 15.5	△ 1.1	0.8	6.3	△ 18.4	△ 2.3	△ 1.9	△ 4.8	
328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229	311,830	298,405	
5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7	
289,327	284,952	299,423	311,396	299,251	330,961	325,637	333,287	319,478	
△ 7.1	△ 7.7	△ 5.9	7.3	20.8	△ 6.5	△ 1.1	6.6	14.5	
△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.6	
2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5	
1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	総務省 (労働力調査)
1.40	1.41	1.43	1.42	1.45	1.41	1.41	1.38	1.36	厚労省 (一般職業紹介状況)
3.1	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7	4.2	0.0	経産省
22.5	22.8	△ 6.4	△ 9.6	2.3	△ 2.7	2.2	△ 5.5	△ 12.1	

「鉱工業生産指数」(宮城県)同月比は平成27年=100とした指数を基礎としている。

第27表

労 働 経 済

項 目		年 月		令和4年	5月	6月	7月	8月	9月	
				4月						
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する 給 (30人以上調査産業計)	全 国	金 額 (円)	307,905	301,194	304,007	303,699	301,851	304,032	
			前 年 同 月 比 (%)	2.5	2.2	2.3	2.0	2.3	2.6	
		宮城県	金 額 (円)	263,257	258,727	261,113	264,608	266,168	263,919	
			前 年 同 月 比 (%)	△ 1.9	△ 1.4	△ 0.6	△ 0.2	1.9	0.7	
	所定内給与 (30人以上調査産業計)	全 国	常 用 労働者	金 額 (円)	281,865	277,201	280,002	279,066	277,677	279,695
				前 年 同 月 比 (%)	2.2	1.9	2.1	1.9	2.2	2.2
			一 般 労働者	金 額 (円)	337,377	331,567	334,492	333,904	333,156	335,142
				前 年 同 月 比 (%)	1.8	1.2	1.5	1.2	1.5	1.6
		宮城県	常 用 労働者	金 額 (円)	239,782	237,167	239,791	241,580	243,031	242,025
				前 年 同 月 比 (%)	△ 2.6	△ 1.4	△ 0.7	△ 0.8	1.4	0.3
			一 般 労働者	金 額 (円)	288,023	283,384	287,236	289,213	286,047	288,771
				前 年 同 月 比 (%)	△ 2.5	△ 1.6	△ 1.1	△ 0.7	△ 1.2	△ 1.3
総 実 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)	全 国 (時間)		149.0	137.6	149.6	147.0	139.1	144.0		
	宮城県 (時間)		149.6	141.1	151.2	150.8	146.1	146.5		
所 定 外 労 働 時 間 数 (30人以上調査産業計)	全 国 (時間)		12.9	11.7	12.1	12.1	11.3	12.2		
	宮城県 (時間)		12.4	11.7	11.6	11.9	11.8	11.9		

- (注) 1 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」の前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎としている。また、「所定内給与」  
 2 「調査産業」とは、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス  
 門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家  
 ぐ)」〕のことをいう。  
 3 「常用労働者」とは、期間を定めず又は1か月を超える期間を定めて雇われている者をいう。  
 4 「一般労働者」とは、常用労働者からパートタイム労働者(1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が一般の労働者よ

## 指 標 (その 2)

10月	11月	12月	令和5年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	調査機関
305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674	309,495	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	2.1	1.8	
263,950	265,308	266,997	268,672	266,862	269,896	272,243	270,164	273,671	
△ 0.1	0.6	△ 0.4	2.7	2.9	2.9	3.4	4.4	4.7	
279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120	283,500	285,211	
1.8	2.2	2.3	1.7	1.5	1.0	1.2	2.2	1.8	
336,018	335,509	335,988	335,085	334,980	337,744	341,064	338,549	340,926	
1.4	1.6	1.8	1.6	1.4	1.1	1.1	2.2	2.0	
241,067	241,564	242,699	245,285	243,385	246,985	247,997	247,164	250,604	
△ 0.4	△ 0.1	△ 0.9	2.7	2.7	2.8	3.4	4.2	4.5	
289,210	289,957	291,163	301,799	298,923	303,742	303,280	301,675	304,200	
△ 1.3	△ 0.4	△ 1.0	6.0	5.0	5.3	5.3	6.5	5.9	
144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9	149.7	
147.3	148.2	147.4	137.0	141.0	147.0	147.7	142.5	150.4	
12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7	11.9	
12.1	12.4	12.4	11.1	11.0	11.6	11.7	11.1	11.1	

与」のうち宮城県の前年同月比は実数を基礎としている。

・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専事サービス業を除く」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除

り短い者)を除いた労働者をいう。